

松戸市多文化共生のまち推進指針



令和5年（2023年）2月

松戸市

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 指針の意義..... | 1 |
| 第1章 松戸市の現状とこれまでの主な取り組み..... | 2 |
| 第1節 松戸市の現状..... | 2 |
| 1 松戸市の外国人市民人口の推移..... | 2 |
| 2 全国における松戸市の状況..... | 3 |
| 3 松戸市の国籍別でみる外国人市民の状況..... | 5 |
| 4 松戸市の在留資格別でみる外国人市民の状況..... | 6 |
| 5 松戸市の支所管区別でみる外国人市民の状況..... | 8 |
| 6 松戸市の年齢別でみる外国人市民の状況..... | 11 |
| 7 千葉県における松戸市の状況..... | 12 |
| 第2節 これまでの主な取り組み..... | 13 |
| 1 外国人市民アンケートの実施..... | 13 |
| 2 コミュニティ形成支援事業の実施..... | 13 |
| 3 文化交流としての運動会の実施..... | 14 |
| 4 多文化共生社会の推進のための地域ミーティングの実施..... | 14 |
| 5 松戸市、公益財団法人 松戸市国際交流協会の取り組み..... | 14 |
| コラム：多文化共生を実現するためには共創と競争が重要..... | 15 |
| 第2章 指針の方向性..... | 17 |
| 第1節 理念..... | 17 |
| 第2節 基本方針..... | 18 |
| 1 相互理解を進めるためのコミュニケーション支援..... | 18 |
| 2 外国人市民も地域で安心して生活できるようにするための生活支援..... | 22 |
| 3 国際理解の推進を通じた多文化共生意識の醸成..... | 25 |
| 第3章 巻末資料..... | 27 |
| 第1節 多文化共生推進にかかる庁内の動き..... | 27 |
| 1 多文化共生推進庁内連絡会議..... | 27 |
| 2 多文化共生推進庁内連絡会議設置要綱..... | 28 |
| 3 多文化共生推進ワーキングチーム..... | 31 |
| 4 多文化共生推進ワーキングチーム設置要綱..... | 32 |

| | |
|--|----|
| 第2節 松戸市多文化共生推進地域ミーティング..... | 34 |
| 1 ミーティング設置から指針策定までの経緯..... | 34 |
| 2 松戸市多文化共生推進地域ミーティング設置要綱..... | 35 |
| 3 松戸市多文化共生推進地域ミーティング委員名簿..... | 38 |
| 第3節 各種調査・アンケート..... | 39 |
| 1 人権に関する市民意識調査（抜粋）..... | 39 |
| 2 次期松戸市総合計画づくりのための市民ニーズ調査結果（抜粋）..... | 41 |
| 3 松戸市総合計画後期基本計画進捗管理のための市民意識調査結果（抜粋）... | 45 |
| 4 千葉県県政に関する世論調査（抜粋）..... | 48 |
| 5 市内在住外国人アンケート結果（抜粋）..... | 50 |

指針の意義

国内に外国人住民が急速に増えていることに対応するため、国は平成18年（2006年）3月に多文化共生の推進に関する指針・計画を示した「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、都道府県と市区町村においても多文化共生の推進を促してきました。

その後も、外国人住民の増加による多国籍化が進み、在留資格である「特定技能」の創設、さらに、誰もが受け入れられる社会を実現しようとする動きや社会のデジタル化の進展など、多文化共生を取り巻く社会経済情勢が大きく変化してきていることを受け、令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」の見直しを行いました。

千葉県においても、県の総合計画で「外国人県民にも暮らしやすい県づくり」を柱として掲げ、多文化共生の理念や方向性を、千葉県民や市町村、市町村国際交流協会など、すべての関係者で共有し、連携しながら多文化共生を実現するため、令和2年（2020年）3月に「千葉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

松戸市でも、新たに策定した「松戸市総合計画」（令和4年度～令和11年度＝2022年度～2029年度）で、「多文化共生の推進」を基本目標として掲げており、国籍や民族などを問わず、多様なルーツを持つ人々がともに支えあえる地域づくりをますます推進していく必要が求められております。

このため、日本人市民と外国人市民がさまざまな価値観を認め合いながら、共に学び、共に働き、共に安心して暮らすことができる、そうした多文化共生社会の実現を目指し、「松戸市多文化共生のまち推進指針」を策定するものです。

※多文化共生とは…

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」を意味します。

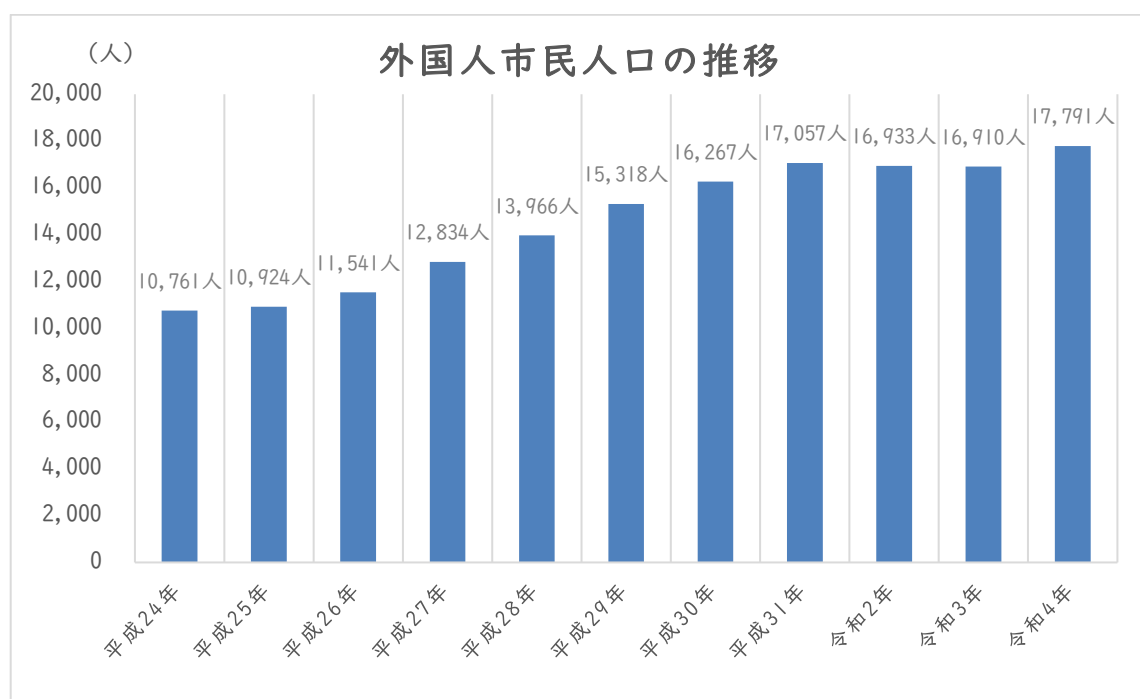
多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～2006年3月（総務省）より

第1章 松戸市の現状とこれまでの主な取り組み

第1節 松戸市の現状

国や自治体の統計情報から、日本と松戸市の外国人市民の現状を紹介します。

1 松戸市の外国人市民人口の推移



松戸市 統計データより
各年10月末時点

松戸市の外国人市民については年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）、令和3年（2021年）と新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした入国制限により一時的に減少が続いたものの、令和4年（2022年）には再び増加に転じています。

10年前と比べると外国人数は約1.6倍になっており、外国人比率も約3.57%、市民の約30人に1人が外国人という状況となっています。今後も外国人市民の増加が見込まれ、高い比率で推移していくことが予測されます。

2 全国における松戸市の状況

松戸市は、令和4年（2022年）6月末時点におきまして、在留外国人数が全国で20番目に多い自治体です。政令指定都市や特別区、中核市以外では、最も多い数となっています。

【在留外国人数】

| 順位 | 都道府県 | 市（区） | 人口 | 在留外国人 | 種別 |
|-----------|------------|------------|-----------------|----------------|--------|
| 1 | 埼玉県 | 川口市 | 605,174人 | 39,028人 | 中核市 |
| 2 | 東京都 | 新宿区 | 345,609人 | 38,739人 | 特別区 |
| 3 | 東京都 | 江戸川区 | 689,834人 | 37,978人 | 特別区 |
| 4 | 東京都 | 足立区 | 690,309人 | 35,038人 | 特別区 |
| 5 | 東京都 | 江東区 | 530,299人 | 32,274人 | 特別区 |
| 6 | 東京都 | 板橋区 | 568,976人 | 27,743人 | 特別区 |
| 7 | 東京都 | 豊島区 | 287,595人 | 27,497人 | 特別区 |
| 8 | 大阪府 | 大阪市生野区 | 126,041人 | 27,482人 | 政令指定都市 |
| 9 | 東京都 | 大田区 | 730,005人 | 24,681人 | 特別区 |
| 10 | 東京都 | 北区 | 353,283人 | 23,434人 | 特別区 |
| 11 | 東京都 | 葛飾区 | 463,600人 | 23,233人 | 特別区 |
| 12 | 東京都 | 世田谷区 | 917,718人 | 23,079人 | 特別区 |
| 13 | 東京都 | 練馬区 | 739,340人 | 20,155人 | 特別区 |
| 14 | 愛知県 | 豊橋市 | 371,370人 | 19,716人 | 中核市 |
| 15 | 東京都 | 港区 | 260,521人 | 19,402人 | 特別区 |
| 16 | 大阪府 | 東大阪市 | 488,730人 | 19,324人 | 中核市 |
| 17 | 千葉県 | 船橋市 | 646,707人 | 19,200人 | 中核市 |
| 18 | 愛知県 | 豊田市 | 418,760人 | 18,935人 | 中核市 |
| 19 | 東京都 | 荒川区 | 216,474人 | 18,788人 | 特別区 |
| 20 | 千葉県 | 松戸市 | 497,678人 | 17,636人 | |
| 21 | 東京都 | 中野区 | 334,062人 | 17,503人 | 特別区 |
| 22 | 千葉県 | 市川市 | 492,518人 | 17,473人 | |
| 23 | 神奈川県 | 川崎市川崎区 | 230,699人 | 16,735人 | 政令指定都市 |
| 24 | 東京都 | 杉並区 | 572,043人 | 16,406人 | 特別区 |
| 25 | 神奈川県 | 横浜市中区 | 153,505人 | 16,187人 | 政令指定都市 |
| 26 | 東京都 | 台東区 | 206,134人 | 15,492人 | 特別区 |
| 27 | 東京都 | 八王子市 | 562,752人 | 14,093人 | 中核市 |
| 28 | 群馬県 | 伊勢崎市 | 212,228人 | 14,052人 | 施行時特例市 |
| 29 | 神奈川県 | 横浜市鶴見区 | 296,167人 | 14,017人 | 政令指定都市 |
| 30 | 東京都 | 品川区 | 404,504人 | 13,491人 | 特別区 |

法務省 在留外国人統計、各自治体HPより
令和4年（2022年）6月末時点

また、人口における外国人比率順に置き換えた場合も、全国で22番目に高い自治体であり、政令指定都市や特別区、中核市以外では、最も高い順位となります。

在留外国人数、外国人比率を見ても、松戸市は全国上位に位置していることがわかります。

【外国人比率順】

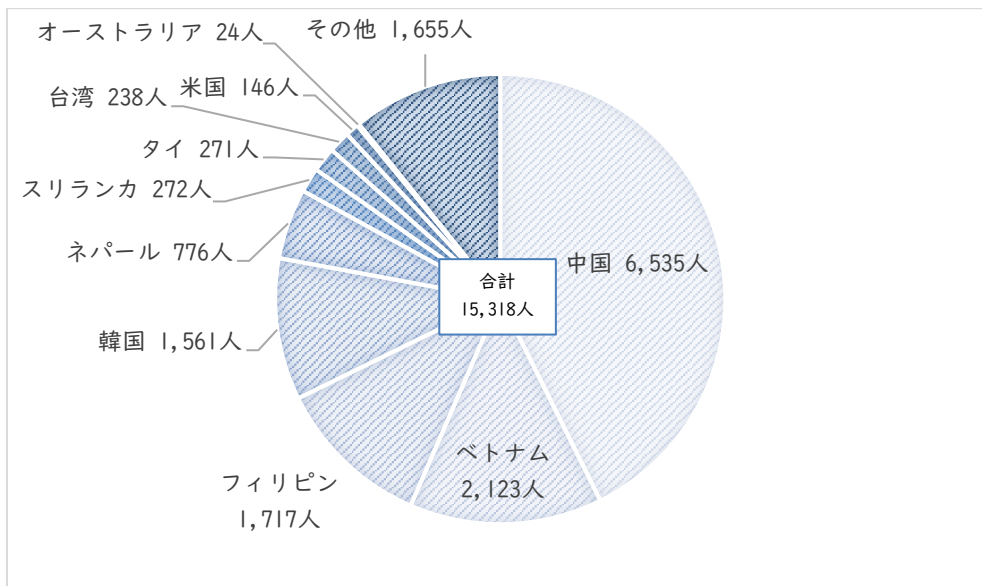
| 順位 | 都道府県 | 市（区） | 人口 | 在留外国人 | 外国人比率 | 種別 |
|----|------|--------|----------|---------|--------|--------|
| 1 | 大阪府 | 大阪市生野区 | 126,041人 | 27,482人 | 21.80% | 政令指定都市 |
| 2 | 東京都 | 新宿区 | 345,609人 | 38,739人 | 11.20% | 特別区 |
| 3 | 神奈川県 | 横浜市中区 | 153,505人 | 16,187人 | 10.54% | 政令指定都市 |
| 4 | 東京都 | 豊島区 | 287,595人 | 27,497人 | 9.56% | 特別区 |
| 5 | 東京都 | 荒川区 | 216,474人 | 18,788人 | 8.67% | 特別区 |
| 6 | 東京都 | 台東区 | 206,134人 | 15,492人 | 7.51% | 特別区 |
| 7 | 東京都 | 港区 | 260,521人 | 19,402人 | 7.44% | 特別区 |
| 8 | 神奈川県 | 川崎市川崎区 | 230,699人 | 16,735人 | 7.25% | 政令指定都市 |
| 9 | 東京都 | 北区 | 353,283人 | 23,434人 | 6.63% | 特別区 |
| 10 | 群馬県 | 伊勢崎市 | 212,228人 | 14,052人 | 6.62% | 施行時特例市 |
| 11 | 埼玉県 | 川口市 | 605,174人 | 39,028人 | 6.44% | 中核市 |
| 12 | 東京都 | 江東区 | 530,299人 | 32,274人 | 6.08% | 特別区 |
| 13 | 東京都 | 江戸川区 | 689,834人 | 37,978人 | 5.50% | 特別区 |
| 14 | 愛知県 | 豊橋市 | 371,370人 | 19,716人 | 5.30% | 中核市 |
| 15 | 東京都 | 中野区 | 334,062人 | 17,503人 | 5.23% | 特別区 |
| 16 | 東京都 | 足立区 | 690,309人 | 35,038人 | 5.07% | 特別区 |
| 17 | 東京都 | 葛飾区 | 463,600人 | 23,233人 | 5.01% | 特別区 |
| 18 | 東京都 | 板橋区 | 568,976人 | 27,743人 | 4.87% | 特別区 |
| 19 | 神奈川県 | 横浜市鶴見区 | 296,167人 | 14,017人 | 4.73% | 政令指定都市 |
| 20 | 愛知県 | 豊田市 | 418,760人 | 18,935人 | 4.52% | 中核市 |
| 21 | 大阪府 | 東大阪市 | 488,730人 | 19,324人 | 3.95% | 中核市 |
| 22 | 千葉県 | 松戸市 | 497,678人 | 17,636人 | 3.54% | |
| 23 | 千葉県 | 市川市 | 492,518人 | 17,473人 | 3.54% | |
| 24 | 東京都 | 大田区 | 730,005人 | 24,681人 | 3.38% | 特別区 |
| 25 | 東京都 | 品川区 | 404,504人 | 13,491人 | 3.33% | 特別区 |
| 26 | 千葉県 | 船橋市 | 646,707人 | 19,200人 | 2.96% | 中核市 |
| 27 | 東京都 | 杉並区 | 572,043人 | 16,406人 | 2.86% | 特別区 |
| 28 | 東京都 | 練馬区 | 739,340人 | 20,155人 | 2.72% | 特別区 |
| 29 | 東京都 | 世田谷区 | 917,718人 | 23,079人 | 2.51% | 特別区 |
| 30 | 東京都 | 八王子市 | 562,752人 | 14,093人 | 2.50% | 中核市 |

法務省 在留外国人統計、各自治体HPより
令和4年（2022年）6月末時点

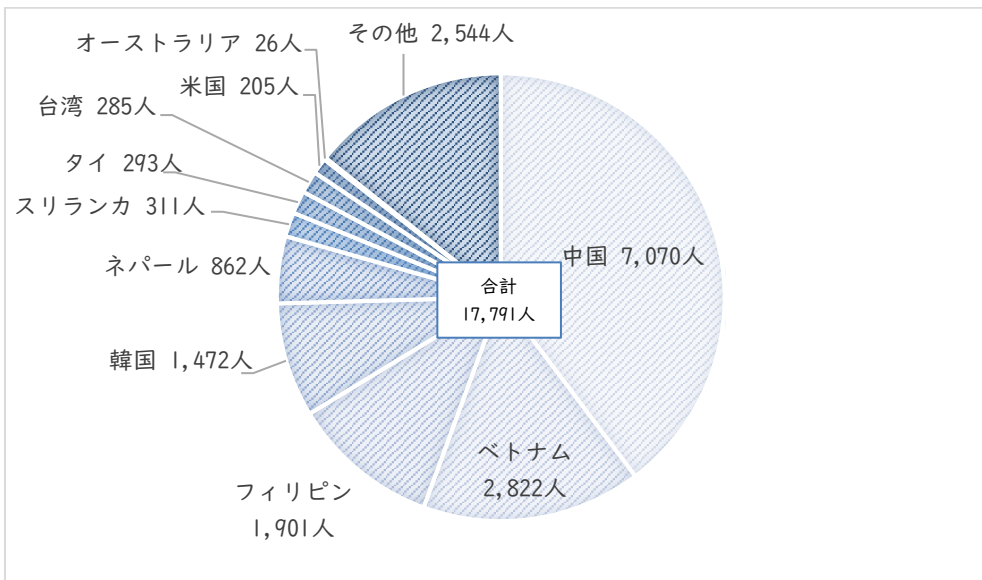
3 松戸市の国籍別でみる外国人市民の状況

外国人市民の国籍別の人数について、5年前と比較を行っています。

【平成29年（2017年）10月末日時点】



【令和4年（2022年）10月末日時点】



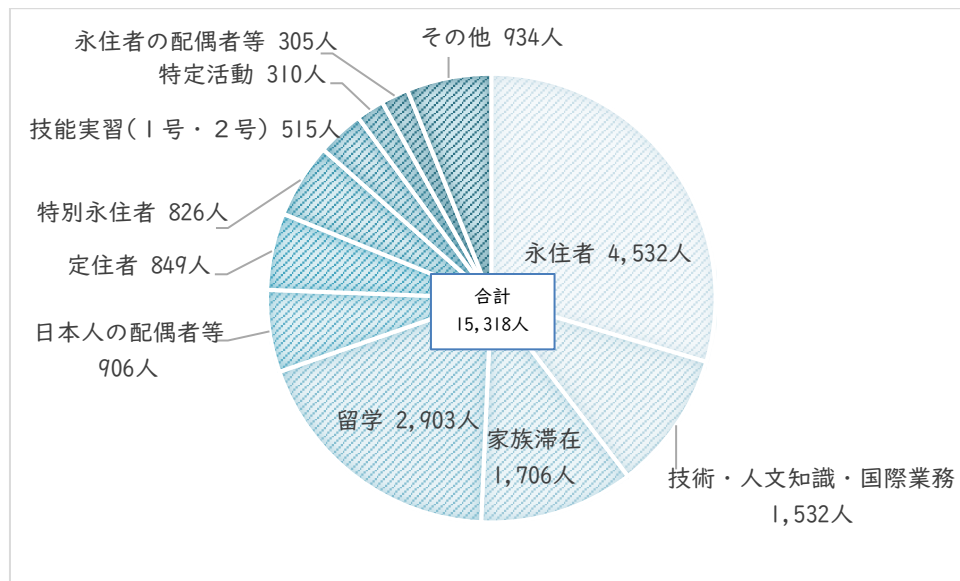
松戸市 統計データより

令和4年（2022年）10月末現在、国籍別で見ると、中国が7,070人と最も多く、次いで、ベトナム2,822人、フィリピン1,901人、韓国1,472人、ネパール862人と続いています。5年前と比較すると、2番目のベトナムの増加率が高く約1.3倍となっており、今後も増加していくことが推測されます。また、その他の国籍の外国人市民も年々増加しており、市内のさらなる多国籍化が進んでいることがわかります。

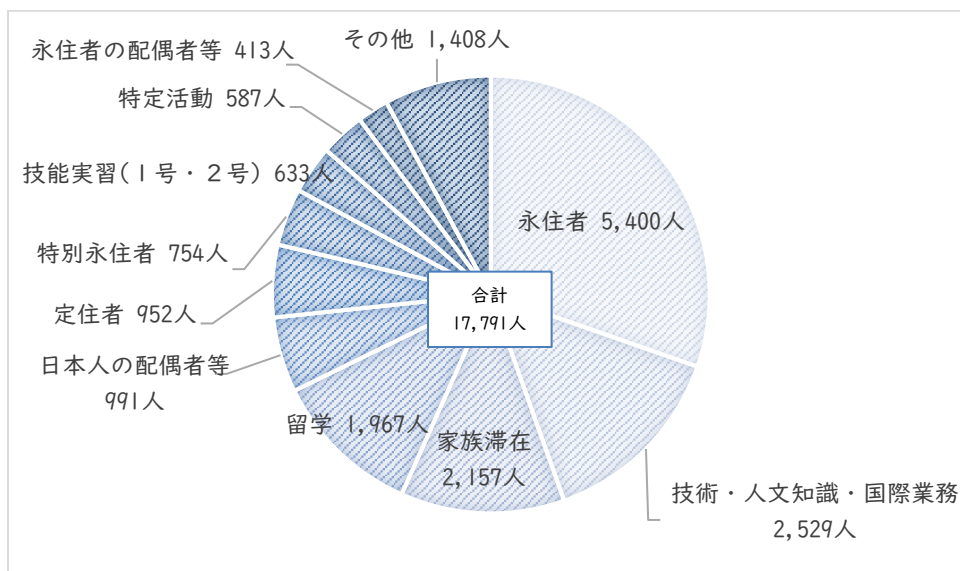
4 松戸市の在留資格別でみる外国人市民の状況

外国人市民の在留資格別の人数について、5年前と比較を行っています。

【平成29年（2017年）10月末日時点】



【令和4年（2022年）10月末日時点】



松戸市 統計データより

令和4年（2022年）10月末現在、松戸市で最も多いのは「永住者」の5,400人です。これは全体の約3割となっています。次に多いのが「技術・人文知識・国際業務」の2,529人であり、全体の14.21%、5年前と比べると約1.6倍となっています。3番目以降は、「家族滞在」の2,157人、「留学」1,967人と続き、外国人市民の約7割がこの4つの在留資格に該当します。

<参考> 「外国人市民の主な在留資格について」

○永住者

法務大臣から永住の許可を受けた者であり、在留期間は無制限。永住権を取得するためには、「素行が善良であること」、「独立した生計を営むことができる資産または技能を有していること」、「その者の永住が日本の利益になると認められること」という3つの条件を満たす必要がある。原則10年以上の日本に在留していることが求められるが、日本人または永住者および特別永住者等の配偶者の場合や日本に貢献があったと認められる場合などについては、要件が緩和される場合がある。在留活動の制限はなし。

○技術・人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約によって基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する者。該当例としては、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等であり、在留期間は、5年、3年、1年または3ヶ月。

○家族滞在

在留外国人が扶養する配偶者・子。在留期間は、5年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する。在留活動に一部制限あり。

○留学

日本の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校および小学校等の学生・生徒。在留期間は、4年3ヶ月を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する。在留活動に一部制限あり。

○日本人の配偶者等

日本人の配偶者・子・特別養子。在留期間は、5年、3年、1年または6ヶ月。在留活動に制限はなし。

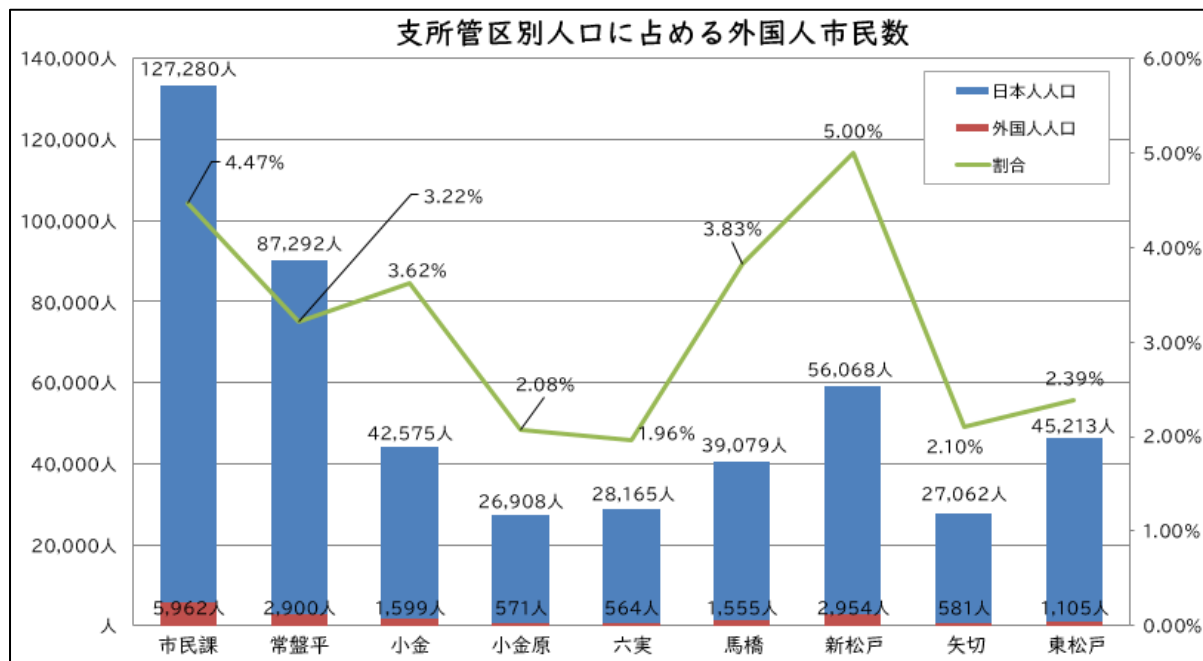
○定住者

難民認定を受けた外国人、日系3世、中国残留邦人等。在留期間は、5年、3年、1年、6ヶ月または法務大臣が個々に指定する。在留活動に制限はなし。

○特別永住者

第二次世界大戦の以前から日本に居住し、昭和30年（1952年）のサンフランシスコ平和条約の発効により日本国籍を失ったが、引き続き日本に在留している外国人。平和条約による国籍離脱者が韓国・朝鮮人、台湾人のみであったことから、その3国の割合が非常に多いのが特徴。またその子孫も特別永住者の対象となる。在留期間および在留活動に制限はなし。

5 松戸市の支所管区別でみる外国人市民の状況



| 管轄 | 支所管区エリア | 日本人 | 外国人 | 総計 | 割合 |
|-------|-------------------|----------|--------|----------|-------|
| 市民課 | 松戸・古ヶ崎・上本郷・和名ヶ谷など | 127,280人 | 5,962人 | 133,242人 | 4.47% |
| 常盤平支所 | 常盤平・五香・松飛台・日暮など | 87,292人 | 2,900人 | 90,192人 | 3.22% |
| 小金支所 | 小金・ニツ木・大谷口・根木内など | 42,575人 | 1,599人 | 44,174人 | 3.62% |
| 小金原支所 | 小金原・栗ヶ沢・ハヶ崎など | 26,908人 | 571人 | 27,479人 | 2.08% |
| 六実支所 | 六高台・六実・高柳など | 28,165人 | 564人 | 28,729人 | 1.96% |
| 馬橋支所 | 中和倉・幸谷・三日月・馬橋など | 39,079人 | 1,555人 | 40,634人 | 3.83% |
| 新松戸支所 | 新松戸・横須賀・旭町・西馬橋など | 56,068人 | 2,954人 | 59,022人 | 5.00% |
| 矢切支所 | 矢切・三矢小台・二十世紀が丘など | 27,062人 | 581人 | 27,643人 | 2.10% |
| 東松戸支所 | 紙敷・秋山・高塚新田・東松戸など | 45,213人 | 1,105人 | 46,318人 | 2.39% |

松戸市 統計データより
令和4年(2022年)10月末時点

支所管区別でみると、新松戸支所管区内のエリアが5.00%と、最も外国人比率が高くなっています。次いで、市民課管区内が4.47%、馬橋支所管区内が3.83%、小金支所管区内が3.62%、常盤平支所管区内が3.22%、東松戸支所管区内が2.39%、矢切支所管区内が2.10%、小金原支所管区内が2.08%、最後に六実支所管区内が1.96%となっています。

○新松戸支所管区内のエリアが多い理由について

令和4年（2022年）10月26日に発表された、令和4年（2022年）5月1日時点の千葉県内にキャンパスを有する大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）、法務省告示日本語教育機関172校に調査を行った千葉県内留学生数調査によると、日本語学校が該当する「日本語教育機関」に留学している外国人は、総数9,504人のうち1,387人、全体の14.59%の割合で、前年度より221人増加しています。また留学生の居住地別の人数については、松戸市は県内で2番目の人数となっております。千葉県内の日本語教育機関に通う国籍別の内訳を見ると、1,387人のうち約半数の633人がベトナム出身であることがわかります。

新松戸支所管区内においては、日本語学校が複数所在していることから、新松戸支所管区内に在住し、通学しているベトナム出身者が多く、外国人比率が高くなっていることが考えられます。



<参考>令和4年度千葉県内留学生数調査（抜粋）

千葉県において国際化施策の基礎資料とするため、令和4年（2022年）5月1日時点の千葉県内の学校に在籍する外国人留学生数を調査したもの。

○留学生数調査結果

172校中、167校から回答（回答率97.1%）

| 学校種別 | 人数 | 備考 |
|---------------|--------|-------------------|
| 大学院 | 1,700人 | 前年比76人・4.7% |
| 大学 | 3,921人 | 前年比▲353人・▲8.3% |
| 短期大学 | 60人 | 前年比▲7人・▲10.4% |
| 高等専門学校 | 10人 | 増減なし |
| 専修学校（専門課程に限る） | 2,426人 | 前年比▲1,321人・▲35.3% |
| 日本語教育機関 | 1,387人 | 前年比221人・19.0% |
| 計 | 9,504人 | 前年比▲1,384人・▲12.7% |

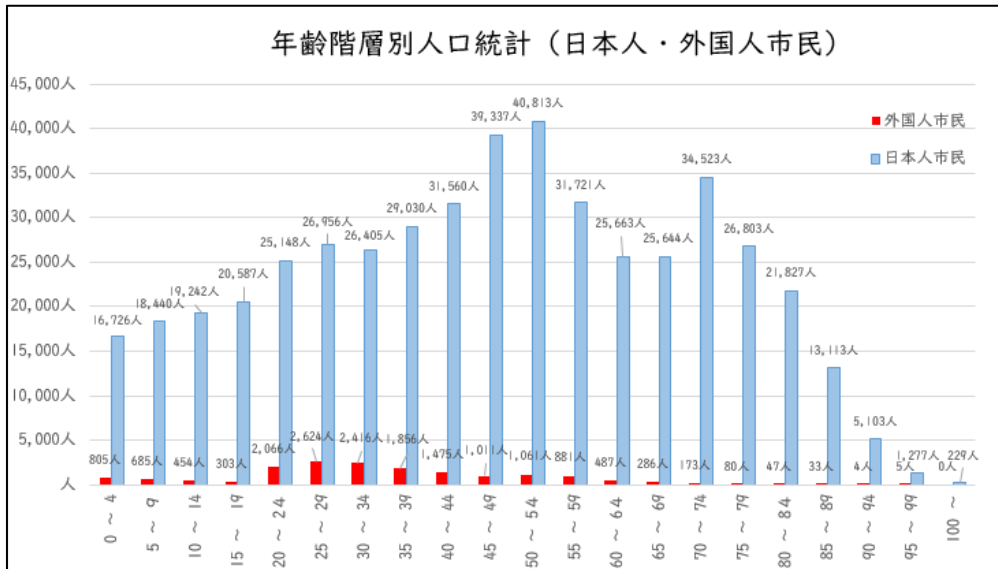
○主な出身国（地域）の内訳

| | 出身国（地域） | 留学生総数 | 大学院・大学・短大・高専 | 専修学校（専門課程に限る） | 日本語教育機関 |
|---|---------|-------|--------------|---------------|---------|
| 1 | 中国 | 4,202 | 3,583 | 364 | 255 |
| 2 | ベトナム | 2,665 | 805 | 1,227 | 633 |
| 3 | 韓国 | 505 | 474 | 9 | 22 |
| 4 | ネパール | 458 | 52 | 362 | 44 |
| 5 | モンゴル | 296 | 91 | 108 | 97 |

○主な居住市町村

| | 市町村 | 人数 |
|----|------|-------|
| 1 | 千葉市 | 1,945 |
| 2 | 松戸市 | 1,099 |
| 3 | 船橋市 | 837 |
| 4 | 柏市 | 834 |
| 5 | 市川市 | 312 |
| 6 | 銚子市 | 304 |
| 7 | 東金市 | 251 |
| 8 | 成田市 | 242 |
| 9 | 流山市 | 226 |
| 10 | 習志野市 | 205 |

6 松戸市の年齢別でみる外国人市民の状況

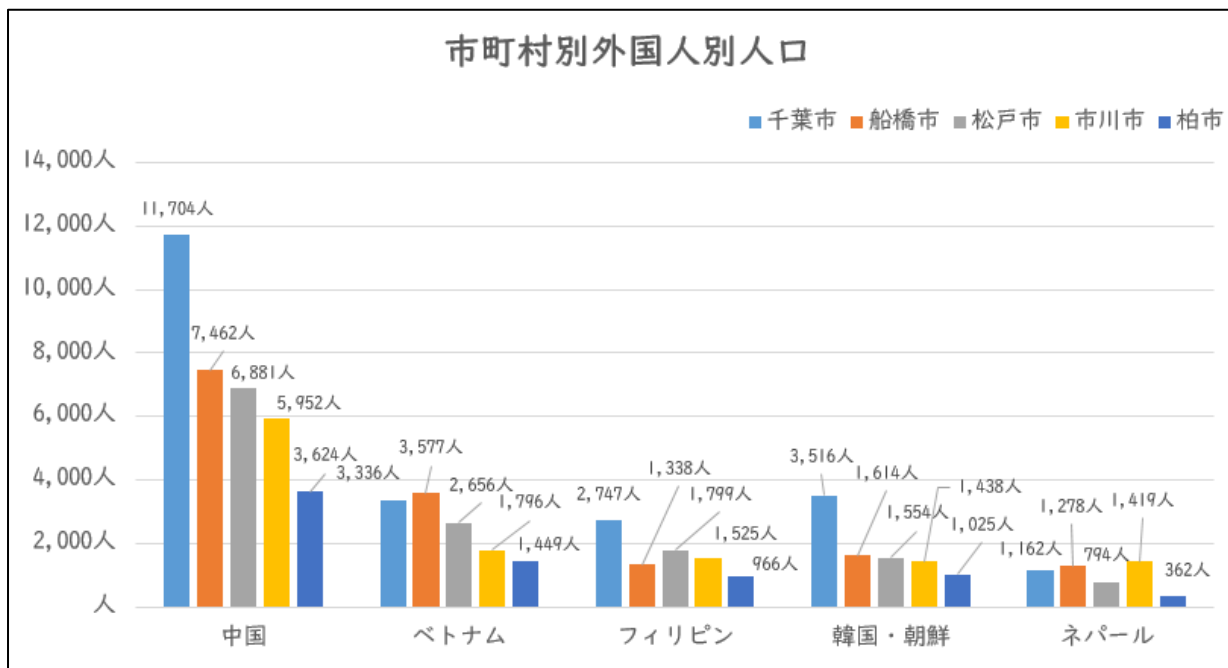


| 年齢 | 日本人市民 | 外国人市民 (年齢別比率) | 年齢 | 日本人市民 | 外国人市民 (年齢別比率) |
|-------|---------|------------------|-----------|-----------------|-----------------------|
| 0～4 | 16,726人 | 805人 (4.81%) | 55～59 | 31,721人 | 881人 (5.26%) |
| 5～9 | 18,440人 | 685人 (4.09%) | 60～64 | 25,663人 | 487人 (2.91%) |
| 10～14 | 19,242人 | 454人 (2.71%) | 65～69 | 25,644人 | 286人 (1.71%) |
| 15～19 | 20,587人 | 303人 (1.81%) | 70～74 | 34,523人 | 173人 (1.03%) |
| 20～24 | 25,148人 | 2,066人 (12.33%) | 75～79 | 26,803人 | 80人 (0.48%) |
| 25～29 | 26,956人 | 2,624人 (15.66%) | 80～84 | 21,827人 | 47人 (0.28%) |
| 30～34 | 26,405人 | 2,416人 (14.42%) | 85～89 | 13,113人 | 33人 (0.20%) |
| 35～39 | 29,030人 | 1,856人 (11.08%) | 90～94 | 5,103人 | 4人 (0.02%) |
| 40～44 | 31,560人 | 1,475人 (8.80%) | 95～99 | 1,277人 | 5人 (0.03%) |
| 45～49 | 39,337人 | 1,011人 (6.04%) | 100～ | 229人 | 0人 (0.00%) |
| 50～54 | 40,813人 | 1,061人 (6.33%) | 合計 | 480,147人 | 16,752人 (100%) |

総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数統計より 令和3年（2021年）12月末時点

年齢別で見ると、外国人市民の20代が4,690人で27.9%、30代が4,272人で合わせると全体の過半数を占めています。次いで、40代が2,486人で14.8%、50代が1,942人で11.5%となっています。

7 千葉県における松戸市の状況



| 県内順位 | | 順位 | | | | | |
|---------------|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | | 千葉県全体 | 1位 千葉市 | 2位 船橋市 | 3位 松戸市 | 4位 市川市 | 5位 柏市 |
| 1 | 中国 | 51,093人 | 11,704人 | 7,462人 | 6,881人 | 5,952人 | 3,624人 |
| 2 | ベトナム | 23,843人 | 3,336人 | 3,577人 | 2,656人 | 1,796人 | 1,449人 |
| 3 | フィリピン | 19,503人 | 2,747人 | 1,338人 | 1,799人 | 1,525人 | 966人 |
| 4 | 韓国・朝鮮 | 15,524人 | 3,516人 | 1,614人 | 1,554人 | 1,438人 | 1,025人 |
| 5 | ネパール | 8,286人 | 1,162人 | 1,278人 | 794人 | 1,419人 | 362人 |
| 外国人人口 | | 162,830人 | 28,292人 | 18,477人 | 16,752人 | 16,620人 | 9,698人 |
| 総人口における外国人の割合 | | 2.58% | 2.89% | 2.86% | 3.37% | 3.38% | 2.24% |
| 日本人人口 | | 6,148,045人 | 948,036人 | 627,241人 | 480,147人 | 474,223人 | 421,569人 |
| 総人口 | | 6,310,875人 | 976,328人 | 645,718人 | 496,899人 | 490,843人 | 431,267人 |

千葉県 県内外国人数調査、各自治体HPより

令和3年(2021年)12月末時点

千葉県全体の国籍別人口順位と同様、松戸市においても県内上位5ヶ国における外国人市民が大半を占めており、千葉県内の他の自治体と比較しても、ほぼ同じような割合で外国人市民が在住していることがわかります。

第2節 これまでの主な取り組み

1 外国人市民アンケートの実施

令和2年（2020年）10月30日から、松戸市に在住する18歳以上の外国人市民2,000名を対象に、健康保険や年金の手続きはどうしているのか、教育や子育てについてどんな悩みがあるか、また、緊急時にどのような情報が必要だったか、どんな仕事についているかなど、外国人市民の状況を把握するためアンケートを実施しました。その結果、令和3年（2021年）1月22日までに、447名の方から回答をいただきました。

本アンケートは、新型コロナウイルスの感染拡大といった非常時に、外国人市民に向けて必要な情報を届ける「マルチリンガル動画チャンネル」の内容を決めるために実施されました。この動画は、令和3年4月1日に市のホームページ、YouTubeで配信しております。また、このアンケートの詳細は、巻末資料として本指針に掲載しています。

2 コミュニティ形成支援事業の実施

令和2年度（2020年度）には、外国人市民が互いに助けあえるコミュニティづくりを目指して「コミュニティ形成支援事業」を行いました。この事業では、松戸市に住む外国人市民に対し、コミュニティの大切さ、コミュニティができるとどんな良いことが起きるかにについて交流会や講義を行いました。そして、どのようなコミュニティがあればよいかを考え、それを実現するための取り組みについても話し合いました。

この取り組みの結果、ベトナム人を中心としたコミュニティづくりにつながる活動が始まりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が難しくなりました。一方、外国人市民の中に、コミュニティづくりに興味を持つ人がいることも確認できる機会となりました。



3 文化交流としての運動会の実施

令和3年度（2021年度）には、地域住民と外国人市民の交流機会をつくり、地域コミュニティ参加のきっかけづくりを目指し、「運動会」を日本らしい文化ととらえ、文化交流の一環として実施しました。

運動会は、2日間行い、1日目は、運動会を日本文化として学ぶ講座と、運動会のルールを日本人市民・外国人市民が同じチームになって考えるワークショップを行いました。ワークショップのテーマは「子どもからお年寄りまで、みんなが楽しめる競技ルールをつくる」です。

2日目は、1日目に考えた競技のルールをもとに運動会を開きました。終わった後は振り返りのワークショップを行い、感想を話し合いました。2日間で、参加者同士の交流が生まれ、一部の参加者が今でもSNSを通じたつながりをもって、様々な情報交換をするなど、外国人と日本人の交流を生み出すことができました。

4 多文化共生社会の推進のための地域ミーティングの実施

本指針の策定のため、令和4年度（2022年度）、全4回の「多文化共生推進地域ミーティング（以下、地域ミーティング）」を実施しました。地域ミーティングには、外国人市民を含む、まつど国際文化大使や、外国人市民を支援するNPO法人、市民活動全般の中間支援組織、自治会、大学、警察、医師会など、多文化共生社会の推進に関わる方々に集まっていたいただきました。

地域ミーティングではワークショップや研修を行い、その中で多様な意見が出てきました。地域ミーティングで挙げた意見は、本指針の理念や基本方針に活かされています。

地域ミーティングの設置からの指針策定までの経緯については、巻末資料にまとめています。

5 松戸市、公益財団法人 松戸市国際交流協会の取り組み

上記に記載した以外にも、松戸市、公益財団法人 松戸市国際交流協会では、国際交流、多文化共生にかかる取り組みを行っています。

詳細は、松戸市国際推進課のホームページ、公益財団法人 松戸市国際交流協会のホームページに記載しております。

松戸市国際推進課

URL <https://www.city.matsudo.chiba.jp/internationalPortal>

松戸市国際交流協会

URL <https://miea.or.jp/>



松戸市国際交流協会



松戸市国際推進課

コラム：多文化共生を実現するためには共創と競争が重要

一般社団法人運動会協会 檜澤 大海氏

一般社団法人運動会協会は、運動会を一種の社会彫刻として捉え、運動会という小さな社会を軸に創ることの楽しさを発信している法人です。そのような活動の中で、運動会協会の代表的な活動として未来の運動会というものがございます。この運動会の特徴は、集まった参加者で一から競技を創り、作られた競技だけで、運動会を行うというものになります。

我々は、参加者が共にアイデアを出し合い、競技を創る様を、「スポーツ共創」と呼び、全国的に活動しております。当協会の松戸市での活動として、令和3年に、多文化共生のコミュニティ形成事業で日本人市民と外国人市民が交流するための運動会を行いました。

運動会にはスポーツの要素と文化的な要素があり、多文化交流（お互いを知ること）には最適ではないかとの考えのもと、今回は文化的な要素に注目して企画をつくりました。

なぜ運動会をすることが多文化共生を実現することにつながるのでしょうか。ここでは多文化共生を実現するために大切な「共創（co-creation）」と「競争（competition）」の関係について紹介します。

今回のイベントでは、さまざまなバックグラウンドを持った方々が参加されたので、お互いのことを理解するためには、「スポーツ共創」は、かなり適していると考え、運動会競技を、参加者みんなで創る体験をしていただきました。また、言語的な壁も発生しましたが、「動き」があることで、ノンバーバルなコミュニケーションを通じて、交流が促進されたことは、想像をはるかに越える事象が発生して驚きでした。例えば、日本人の参加者は、「やさしい日本語」を使い、外国籍の方々は、日本語と体を使ってのコミュニケーションを多く取り入れ、互いが「知る」努力をしていたことは、目をみはるものでした。

競争の部分においては、競技をつくる（ゲームデザインをする）上で、「何のために競技をつくっているのか？」という軸になる部分ですので、大変重要視している概念でもございます。言い換えれば、競争の部分がなければ、ゲームデザイン上「楽しみ」を創出することができないとも言えます。「競争」の部分で、共に考えながらできた競技は、皆で楽しめるようデザインされていまして、誰もが理解できる競技でしたので、老若男女だけでなくもちろん外国籍の方も楽しめる内容となっていました。また、競争があることで、「応援」が自発され「チーム」としての一体感が生まれたことは、我々の信じる「運動会」の力がそのまま発揮されたところだったと考えます。

今までも、運動会はこれまで地域のイベントやスポーツイベントとして地域交流という文脈の元、多く活用されてきました。さらに、令和3年度の松戸市の取り組みを経て、運動会には多文化共生の促進のために必要な、「共創」と「競争」をバランス良くまた自然に文化交流できるツールであることがわかりました。「運動会をやろう」そして「競技をみんなで

一緒に考えてみよう」この2つの声掛けから「スポーツ共創」は始めることができます。私たちは先の取り組みをきっかけに多文化共生社会の推進の一翼を「運動会」を使った「スポーツ共創」が担う未来にわくわくしています。

※スポーツ共創を取り入れた運動会を作りたい方向けの「スポーツ共創ワークブック」をスポーツ庁のウェブサイトからダウンロードすることができます

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1415532.htm



著者紹介

<氏名>

檜澤 大海 (ひざわ ひろうみ)

<肩書>

一般社団法人運動会協会 理事、他

<活動内容>

幼少期から野球少年であり、野球人口ひいてはスポーツ人口の減少を食い止めることに繋がる様々な事業・活動を経験してきた。これまでにスポーツ業界最大規模のベンチャー企業にてスポーツ選手へのコーチ派遣事業や、外国人就労者の生活支援を行う一般財団法人Japan Career Networkの立ち上げ（現在は専務理事）、誰でも参加できる野球チーム「ムコウズ」のNPO法人化（現在は副理事長兼事務局長）などを経験してきた。

現在は、上記の取り組みに加え一般社団法人運動会協会の理事として、共創を通じて生み出される新しいスポーツの価値を国境や文化を超えて共有できるよう日々活動をしている。

第2章 指針の方向性

第1節 理念

共存から共生へ

「松戸市多文化共生のまち推進指針」では「共存から共生へ」を理念として掲げています。ここで、「多文化」が出会ったときに起きる可能性がある4つの状態を示します。

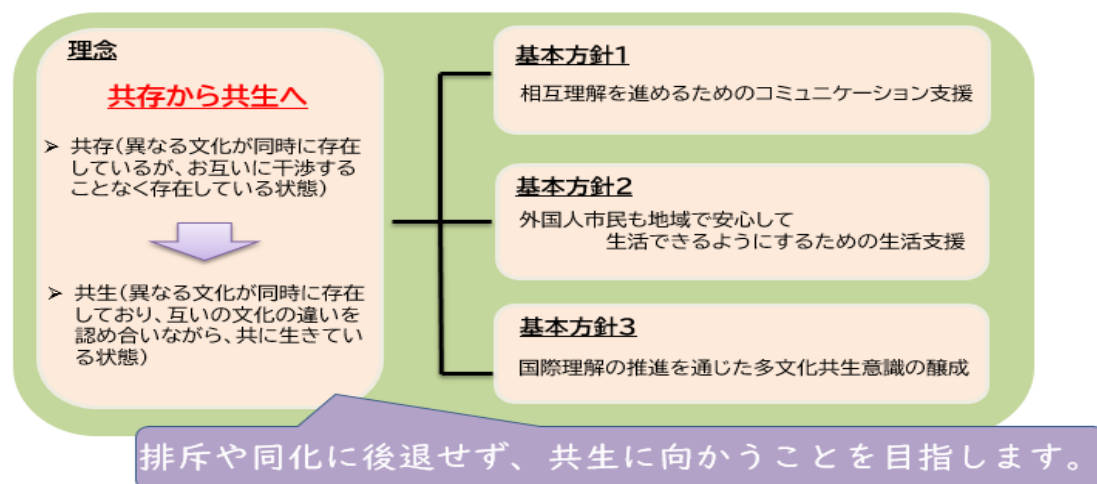
1つ目が「排斥」です。これは、異なる文化を追い出し、同じ文化の人だけが残るようにすること、また異なる文化を全く受け入れないことを指します。例としては、ヘイトスピーチがあげられます。

2つ目が「同化」で、中心となる文化に異なる文化を統一することです。例としては、異民族に対するもの、また地方・宗教・方言などで区分された少数集団に対する、歴史的に行われてきた各国の同化政策があげられます。私たちは、多文化共生を考えるうえで、この「排斥」と「同化」を、避けるべきだと考えています。

3つ目は「共存」です。これは、異なる文化が、お互いに干渉することなく存在している状態です。

4つ目は「共生」で、多様な文化を持つ人々が、互いの違いを認め合いながら共に生きている状態を表します。「共生」こそが、私たちの目指す未来です。

現在の松戸市は、多くの場面で多様な文化が「共存」に近い状態だと考えられます。「共存」から「共生」へと進化していくために必要なのは、多様なルーツを持ち、ともに暮らす人々が、一緒に地域コミュニティをつくっていくことが必要です。そのためには、互いへの理解を深め、話し合い、納得できる形で意見をまとめていくことが大切です。



第2節 基本方針

本指針の理念「共存から共生へ」を進めていくために3つの方針を掲げます。第1、2の方針は、「共存」の状態が「排斥」や「同化」に向かわないようにするためのものです。第3の方針は、「共存」から「共生」に向けて進んでいくためのものです。

1 相互理解を進めるためのコミュニケーション支援

松戸市内の多文化共生社会の推進に関わる方々を集めて実施した地域ミーティングでは、日本人市民と外国人市民のコミュニケーションの機会が少ないことや、コミュニケーションの方法がわからないといった意見が上がりました。また、外国人市民にとって、行政の発信する情報はわかりにくいといった声も出ました。

そこで、多様なルーツを持つ人々が相互理解を深めていくためのコミュニケーション支援（以下、コミュニケーション支援）に力を入れていくことを第1の方針とします。

コミュニケーション支援では、外国人市民など多様なルーツを持つ人々が共に生活していく上で、交流を深めていける機会や仕組みを整えていきます。また、市政情報など、全ての市民に届ける必要がある情報の多言語対応や、やさしい日本語化を進めていきます。コミュニケーションを支援することで、多様なルーツを持つ人々が、ともに暮らすために必要な「共通認識」をつくっていくサポートをします。

【取組例】

①多様な言語を活用した情報提供

| 事業名 | 担当課 | 内容 |
|----------------------------------|----------------|---|
| 松戸市生活ガイドブック（多言語版）の発行、各種申請書類の多言語化 | 関係部署 | 日常生活に必要な行政情報（各種届け出・教育・子育て・ごみ・福祉・税金等）をまとめた生活ガイドブックを6ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ベトナム・スペイン語・ポルトガル語）で提供します。 また、各種申請書類を多言語で提供します。 |
| 市ホームページの多言語化 | 広報広聴課 情報政策課 | 自動翻訳システム（機械翻訳）や総合案内AIチャットボットを利用し、市ホームページを6ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語）で提供します。 |
| 松戸市庁舎案内、庁舎総合案内板の多言語化 | 財産活用課 | 松戸市庁舎案内（パンフレット）を、3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）で提供します。また、庁舎総合案内板を多言語（英語・ローマ字・中国語・韓国語）で提供します。 |

②日本人市民と外国人市民のコミュニケーション支援

| 事業名 | 担当課 | 内容 |
|---------------------|----------------------------|---|
| 外国人相談窓口の設置および開設日の増設 | 広報広聴課 | 外国人市民が地域で暮らす中での不安や疑問を解消するため、外国人相談窓口を設置すること、また開設日を増やす取り組みを行います。また、地域社会との連携支援・生活基盤の環境支援を行うため、相談員を置き、3ヶ国語（英語・中国語・フィリピン語）で対応します。 |
| 市職員用の通訳機の貸出 | 国際推進課 | 窓口で多言語対応が必要な場合に、通訳オペレーターがリアルタイムで通訳できる通訳機を市職員に貸し出し、13ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・フランス語・スペイン語・ブラジル語・ポルトガル語・タガログ語・ネパール語・フィリピン語）での通訳を行います。 |
| 各課への行政通訳、国際交流員の派遣 | 国際推進課 | 行政通訳、国際交流員を各課に派遣し、3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）で各課窓口などで通訳を行います。 |
| 通訳・翻訳ボランティアの派遣 | 松戸市国際交流協会 | 行政手続きではない通訳や翻訳（店舗や市民活動のチラシ・ポスター、私的な手紙などの翻訳、銀行口座の開設、不動産契約の手続き、医療、裁判、イベントや説明会などを開く時の簡単な通訳）を行うため、通訳・翻訳ボランティアを派遣します。 |
| 日本語教室の実施 | 国際推進課 松戸市国際交流協会 関係団体 | 市内で暮らしている・働いている・学んでいる外国人市民向けに、初級日本語教室を行います。その他、仕事のための中級日本語教室、介護のための日本語教室など、より発展的な日本語について学べる教室も実施します。 |

<参考>「やさしい日本語について」

○やさしい日本語とは…

普段使われている言葉を、日本語が不慣れな方にも伝わるよう、言葉を簡単にしたり、漢字にふりがなを振ることなどによってわかりやすくした日本語のことを言います。

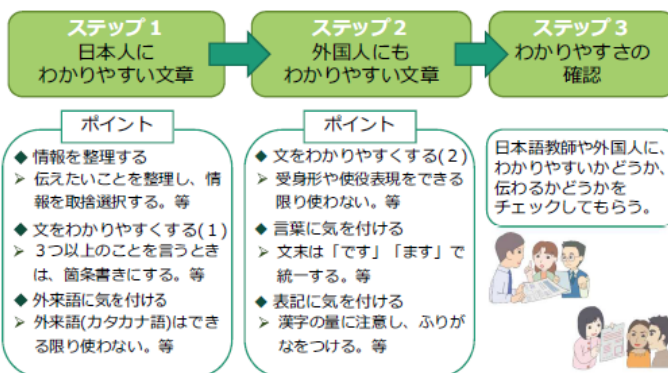
やさしい日本語は、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で、外国の方が災害時に必要な情報を十分に受け取れず、日本人に比べて死傷者が多く発生してしまったことがきっかけとなり、外国人に対しても迅速に災害などの情報伝達を行う手段として取り組みが始まりました。その後、平成16年（2014年）の新潟県中越地震、平成23年（2011年）の東日本大震災を経て、災害時のやさしい日本語での発信の取り組みが全国に広がり、2000年代には地方公共団体や国際交流協会において、平時のやさしい日本語での情報発信が始まるようになりました。近年では災害時のみではなく、外国人観光客とのコミュニケーションや、外国人市民と日本人市民の交流を促進する手段として様々な分野で活用されています。

在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

1. 在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ



2. 書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介している。

- ◆ やんしす
- ◆ やさにち
- ◆ チェッカー
- ◆ リーディング
- ◆ チュウ太

3. 変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要

2020年8月（出入国管理庁、文化庁）より

○やさしい日本語の書き換え例

出入国管理庁、文化庁が発行する「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」では、やさしい日本語の書き換え例が、例文や別冊資料でわかりやすく記載されています。

変換例

住所の届出

元の文章

新規の上陸の許可を受けて日本に入学した場合
在留カードが交付された方（後日交付となった方を含む。）は、住所を定めた日から14日以内に、在留カード（後日交付となった方はパスポート）をお持ちになってお住まいの市町村において転入の届出をする必要があります。ご家族と一緒に日本で暮らす方については、ご家族の関係（続柄）を証明する文書（本国の政府などの公的機関が発行したもので、婚姻証明書、出生証明書など）が必要となります。

ステップ 1

日本人にわかりやすい文章



- ・伝えたいことを整理して、情報を取捨選択する
- ・3つ以上のことを言うときは箇条書きを使う



新規の上陸許可を受けて日本に入学した場合
・住所を定めた日から14日以内に市区町村に転入の届出が必要です。
・届出の際は在留カード（後日交付の方はパスポート）を持参してください。
・家族と一緒に暮らす場合は、婚姻証明書や出生証明書などの家族関係を証明する公的な文書も必要です。

ステップ 2

外国人にもわかりやすい文章



- ・簡単な言葉を使う（難しい言葉を使わない）
- ・漢字の量に注意して、ふりがなをつける



にほん、じゅうしょ き
日本の住所が決まったとき

じゅうしょ き か いない じゅうしょ まち やくしょ てんにゅうとどけ だ
・住所が決まってから14日以内に、住所がある町の役所に「転入届」を出します。

やくしょ ざいりゅう も
・役所には、パスポートか「在留カード」を持っています。

にほんじん かぞく す ひと かぞく かんけい しるい も
・日本人ではない家族と住む人は、家族の関係がわかる書類も持っています。

在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
2020年8月（出入国管理庁、文化庁）より

2 外国人市民も地域で安心して生活できるようにするための生活支援

地域ミーティングでは、防災など、誰にも関わるテーマについて、ともに取り組むことが大切だという意見が出ました。そこで、すべての市民の暮らしに関わる、教育や子育て、医療、福祉、住居、就労、防災といった分野での支援を第2の方針とします。

また、基本方針1において多様な言語での情報提供を行うことを方針としましたが、情報提供を行った情報が必ずしもそれを必要とする全ての外国人市民に届いているとは限りません。

このため、外国人市民の日本との言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるよう生活情報の共有を行っていくとともに、必要な情報をすぐに手に入れることができるように、各情報の届きやすさについても向上させていくことを目指します。

【取組例】

○各分野の生活支援

| 事業名 | 担当課 | 内容 |
|--------------------------------------|----------|---|
| 市ホームページ「International Portal」内での情報提供 | 国際推進課 | 市のホームページ「International Portal」内において、各分野の情報や行政制度の案内動画等を、3ヶ国語（英語・中国語・ベトナム語）で提供します。 |
| 「広報まつど」等の多言語読み上げ機能の提供 | 広報広聴課 | カタログポケット（電子書籍アプリ）で、「広報まつど」等のPDFのデータの多言語翻訳・音声読み上げを8ヶ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語）で行います。 ※ベトナム語のみ読み上げ未対応 |
| 避難所の開設・混雑状況の多言語対応、避難誘導サインの英語対応 | 危機管理課 | 災害時の避難所の開設・混雑状況について、パソコンやスマートフォンから、4ヶ国語（英語・中国語・台湾語・韓国語）で確認できるようにします。 また災害が起きた際、安全に避難場所へ避難誘導を行うため、市内への避難誘導表示板の設置、および外国人市民への正確な情報提供を行うため、日本語と英語を併記します。 |
| 119番通報受信時の通訳業務の提供 | 消防局情報通信課 | ちば北西部消防指令センターにおいて、外国人市民からの119番通報に対応するために、通報者、指令管制員と通訳者の3者通話を行います。 対応言語は18ヶ国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・イタリ |

| | | |
|-----------------------------|---------------|---|
| | | ア語・ロシア語・タガログ語・ネパール語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語・マレー語)となります。 |
| 町会・自治会加入促進案内の多言語対応 | 市民自治課 | 外国人市民に対して、町会・自治会への加入を促す案内(チラシ)を3ヶ国語(英語・中国語・ベトナム語)で希望する町会・自治会へホームページや窓口で配布します。 |
| 外国人向け観光マップや市内散策ガイドマップの多言語対応 | にぎわい創造課 | 外国人市民や訪日外国人向けに、3ヶ国語(英語・中国語・ベトナム語)の観光マップを作成し、提供します。 また、市内各地区ごとの散策マップを、日本語と英語を併記して作成し、配布します。 |
| 日本語を母国語としない子どものための学習支援事業 | 国際推進課 関係団体 | 日本語を母国語としない子どもたちに向け、生活に必要な日本語だけではなく、就学や就職でより多くの選択肢を持ち、自立できる力を育てるため、学習に必要な日本語を指導します。 |
| 日本語指導支援スタッフの派遣 | 学習指導課 | 日本語を母国語としない児童生徒の日本語習得を支援するため、日本語指導支援スタッフを市内小中学校に派遣します。 |
| 日本語指導協力者の派遣 | 学習指導課 | 日本語を母国語としない児童生徒、帰国子女の児童生徒に対して、日本語の初期指導やカウンセリング、学校生活の適応指導などを行うため、日本語指導協力者を市内小中学校に派遣します。 |

<参考>各分野での支援の例

①災害時における多言語表示シート、多言語指さしボード

多言語表示シート、多言語指さしボードとは、災害時における避難所運営者と被災外国人との意思疎通を円滑化し、速やかな避難所の開設や運営につなげるためのツールです。

多言語指さしボードにおいては、とても安易に作成できることから、自治体独自で作成し、各避難所などに常備しているといった事例も多く見られます。

多言語表示シート

多言語指さしボード

一般財団法人 自治体国際化協会HPより

②救急医療外国語対訳問診表

日本語を母国語としない在留外国人においては、日本語でのやり取りに不安があり、言語が理由で医療機関を受診できないといった方が多くいます。また、医療機関側でも外国語での対応が難しく、診察を行うことができない場合もあります。

そのため、千葉県および千葉県医師会では、医療機関での受付から会計、薬局の窓口対応まで使用できる救急医療外国語対訳問診表（英語・中国語・韓国語・スペイン語・タイ語・ポルトガル語・タガログ語・ペルシャ語）を作成しております。

これを使用することにより、在留外国人の受診時の不安の軽減や医療機関でのスムーズな診療に繋ぐことができると考えられます。

The screenshot shows the website interface for the Chiba Emergency Medical Network. At the top, there is a logo with a red character and the text 'ちば救急医療ネット' (Chiba Emergency Medical Network). Below the logo, there is a navigation bar with 'Home >> MedicalCheckList'. The main heading is 'Medical Check List'. Below this, there is a message in Japanese and English: 'ぼたんと えらんで たうんろーどしてください。しつもんよろしに きにゆうし ひょういんに もっていきましょう。 Please bring the check list with you to hospital or clinic.' Below the message, there are eight colored buttons, each representing a different language: English (green), Chinese (pink), Korean (olive), Spanish (teal), Thai (orange), Portuguese (blue), Tagalog (red), and Persian (purple). Each button contains the text 'MEDICAL CHECK LIST' followed by the language name and a small icon of a document.

問 診
Monshin
Examining Questions

■ どうしたのですか。
Dosita no desuka.
What's the problem?

() 身体に痛いところがある。
Karada ni itai tokoro ga aru.
I am in pain.

() 身体に具合が悪いところがある。
Karada ni guai ga warui tokoro ga aru.
I feel unwell.

() けがをしている。
Kega o shite iru.
I am injured.

■ 身体の痛い所、具合の悪いところは、どこですか。
Karada no itai tokoro, guai no warui tokoro wa, doko desu ka.
Where are you in pain?

| | | | |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| () 全身 Zenshin Entire body | () 耳 Mimi Ear | () 腹 Hara Abdomen | () 足 Ashi Leg |
| () 頭 Atama Head | () のど Nodo Throat | () 下腹部 Kafukubu Lower abdomen | () 尻 Shiri Buttocks |

英語日本語併記

| | | | |
|----------------------------|-------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| () 目 Me Mata | () 歯 Ha Ngipin | () 背中 Senaka Likod | () 性器 Seiki Pag-aari |
| () 鼻 Hana Il long | () 首 Kubi Leeg | () 腰 Koshi Ibaba ng likod | |
| () 口 Kuchi Bunganga | () 胸 Mune Dibdib | () 腕 Ude Braso | |

■ 具合の悪い所を指でさしてください。
Guai no warui tokoro o yubi de sashite kudasai.
Ituro no nang daliri ang lugar na sumasakit.

タガログ語日本語併記

ちば救急医療ネットHPより

3 国際理解の推進を通じた多文化共生意識の醸成

地域ミーティングでの話し合いの中で、「市民ごとに暮らしの常識や、暮らし方が異なり、トラブルが起こるケースが見られる」、「トラブル解決のためには、話し合いと合意形成を経たルールづくりが重要である」という意見に賛同が集まりました。

また、「多文化が共生している社会は、片方がもう片方のやり方に合わせる形ではなく、お互いに合意できるのはどこかを共に探りあった先に生まれるのではないか」という意見や、「たくさんの外国人市民や多様なルーツを持つ人々が、松戸市で暮らしていることを知らない日本人市民もまだまだいるのではないか」という意見も出てきました。

このような意見を踏まえ、外国人市民を含む多様なルーツを持つ人々と、日本人市民がともに地域の未来について考え合意形成をする場をつくり、国や文化、生活の違いをわかりあうための取り組みを行います。また、より多くの市民に向けて多文化共生社会の価値や意義を伝え、多文化共生への意識を醸成するための取り組みを行います。多文化共生社会に向けて進んでいくためのこれらの取り組みを、第3の方針とします。

【取組例】

①異文化理解・相互理解の促進

| 事業名 | 担当課 | 内容 |
|----------------------------------|-------------------------|--|
| 多文化共生庁内研修の実施 | 国際推進課 人事課 | 多文化共生への意識を高めるため、また日本語を母国語としない市民へ配慮した接遇を学ぶため、市役所職員に対し、やさしい日本語の話し方を中心とした年1回の研修を実施します。 |
| 多文化共生推進庁内連絡会議、多文化共生推進ワーキングチームの実施 | 国際推進課 市民自治課 行政経営課 | 庁内での多文化共生をより推し進めるため、多文化共生に関わる担当部署の職員に対し、年1回程度の研修会やワークショップを実施します。 |
| 国際交流員招致事業 | 国際推進課 | 庁内の国際化施策、都市間交流施策を実施するため、英語圏の国およびベトナムから、1名ずつ国際交流員として引き続き招致します。 |
| 国際交流員派遣事業、国際交流員講座 | 国際推進課 | 庁内各課の国際化事業の計画を立案・実施する際に、国際交流員による助言や補助を行います。 また、市民が開く、国際・異文化理解を目的とした講習会の内容を充実させるため、国際交流員を講師として派遣します。 |

| | | |
|--------------------|--------------------|---|
| 高校生英語スピーチコンテストの実施 | 国際推進課 松戸市国際交流協会 | 高校生の語学力を高め、英語を通じて国際間の互いの理解を深めるため、年1回高校生英語スピーチコンテストを実施します。 |
| 外国人日本語スピーチコンテストの開催 | 国際推進課 松戸市国際交流協会 | 日本語学習に励む外国人が学習の成果を発表する場を創出することと、日本人がさまざまな体験を語る外国人のスピーチを聞くことで、国際理解を深めていくことを目的として、外国人日本語スピーチコンテストを年1回実施します。 |
| 外国語指導助手派遣事業 | 学習指導課 | 外国語に触れる機会を提供し、コミュニケーション能力の向上や国際理解に向けた論理的思考力の育成を図るため、市内小、中学校に言語技術指導員（LAT）を派遣します。 |
| 外国語指導助手配置事業 | 市立松戸高等学校 | 外国語教育を通じて国際理解、国際交流の充実推進を図るため、市立高等学校に外国人指導助手（ALT）を配置します。 |
| 市内大学留学生による国際化推進事業 | 学習指導課 市立松戸高等学校 | 国際化社会に対応した教育施策の一環として、市内に所在する大学で学ぶ留学生を、市立小、中、高等学校に派遣します。 |

②日本人市民・外国人市民の交流機会の創出

| 事業名 | 担当課 | 内容 |
|------------------------------|--------------------|--|
| 国際スポーツ事業の実施 | スポーツ課 | スポーツを通じた近隣諸国との友好親善と競技力の向上を目的として、大韓民国大邱広域市と中学生による交流事業を実施します。 |
| 外国語サロンの提供 | 社会教育課 松戸市国際交流協会 | 外国人市民、近隣の市民を対象に、国際交流、国際理解を深めることを目的とした交流の場（英語・中国語）を提供します。 |
| 外国人市民によるコミュニティ形成運営事業 | 国際推進課 松戸市国際交流協会 | 外国人市民にとって住みやすい環境をつくりだすこと、地域社会への参加を促すことを目指し、外国人市民のコミュニティづくりにつながる交流イベントなどを継続的に実施します。 |
| 松戸市国際文化祭、国際交流パーティ等の交流イベントの実施 | 国際推進課 松戸市国際交流協会 | アトラクションや食文化を通じて、日本人市民と外国人市民が楽しみながら交流ができるイベントなどの機会を検討し、実施します。 |

第3章 卷末資料

第1節 多文化共生推進にかかる庁内の動き

1 多文化共生推進庁内連絡会議

庁内の多文化共生に関する情報共有ならびに意見交換を行うための体制整備と、市の多文化共生推進に係る指針の策定を目指すため、平成30年（2018年度）5月に多文化共生推進庁内連絡会議を設置しました。これまでの活動内容については以下の通りとなっています。

| 平成30年度 | |
|------------------|---|
| 平成30年5月9日 | 「多文化共生推進庁内連絡会議設置要綱」策定 |
| 平成30年5月24日 | 平成30年度 第1回多文化共生推進庁内連絡会議実施 ・「松戸市多文化共生庁内推進指針」策定に向けての協議 (4回協議を実施) |
| 平成31年3月 | 「松戸市多文化共生庁内推進指針」策定 |
| 令和元年度～令和2年度 | |
| 令和元年度 ～ 令和2年度 | ・庁内における国際化施策について検討 ・庁内での新たな取り組みについての情報共有 ・外国人市民対応の実態について調査するため、多文化共生推進庁内実態アンケート等を実施 |
| 令和3年度 | |
| 令和3年6月30日 | 令和3年度 第1回多文化共生推進庁内連絡会議（書面会議） ・多文化共生推進ワーキングチーム設置による要綱改正及び、事業スケジュール等の確認 |
| 令和3年7月1日 | ・「多文化共生推進庁内連絡会議設置要綱」の改正 ・本会議を庁内における多文化共生の推進を図るための意思決定組織と位置付ける。 |
| 令和4年3月28日 | 令和3年度 第2回多文化共生推進庁内連絡会議（書面会議） ・多文化共生推進ワーキングチームの業務報告等 |
| 令和4年度 | |
| 令和4年6月30日 | 令和4年度 第1回多文化共生推進庁内連絡会議（書面会議） ・事業のスケジュール等の確認 |
| 令和4年11月8日 | 令和4年度 第2回多文化共生推進庁内連絡会議（書面会議） ・素案（抜粋）の内容確認 |

2 多文化共生推進庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 「松戸市多文化共生庁内推進指針」に基づき、庁内における多文化共生の推進を図るため、「多文化共生推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生に係る情報共有・意見交換・連絡調整に関すること。
- (2) 多文化共生施策に係る指針の策定に関すること。
- (3) 松戸市多文化共生庁内推進指針に基づいた施策の推進に関すること。
- (4) その他多文化共生に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び会議員をもって組織する。

- 2 議長は国際推進課長をもって充てる。
- 3 副議長は、行政経営課長および市民自治課長をもって充てる。
- 4 会議員は、別表1に掲げる組織の庁内担当課長・室長をもって充てる。
- 5 議長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員以外の職員を会議員として指名し、充てることができる。
- 6 連絡会議は、必要があると認めるときは、特定の事項について、調査及び研究をするため、多文化共生推進ワーキングチームを置くことができる。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、連絡会議の事務を統括し、連絡会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐する。
- 3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 必要に応じて議長が招集する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、国際推進課、行政経営課、市民自治課において共同で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年 5月9日から施行する。

この要綱は、令和 元年 9月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 7月1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。

別表 I

| 部 名 | 課 名 |
|-------|------------|
| 総務部 | 行政経営課 |
| | 人事課 |
| | 危機管理課 |
| | 情報政策課 |
| | 男女共同参画課 |
| 総合政策部 | 政策推進課 |
| | 広報広聴課 |
| | 地域共生課 |
| 財務部 | 財政課 |
| | 財産活用課 |
| | 債権管理課 |
| | 市民税課 |
| 市民部 | 市民自治課 |
| | 市民安全課 |
| | 市民課 |
| | 幹事支所（馬橋支所） |
| 経済振興部 | 商工振興課 |
| | 国際推進課 |
| | 消費生活課 |
| 環境部 | 環境業務課 |
| 健康福祉部 | 地域医療課 |

| | |
|---------|------------------|
| | 地域福祉課 |
| | 健康推進課 |
| 福祉長寿部 | 地域包括ケア推進課 |
| | 介護保険課 |
| | 国保年金課 |
| | 生活支援一・二課 |
| | 障害福祉課 |
| 子ども部 | 子ども政策課 |
| | 子ども家庭相談課 |
| | 子ども家庭相談課 母子保健担当室 |
| | 保育課 |
| | 幼児教育課 |
| 街づくり部 | 都市計画課 |
| | 交通政策課 |
| | 住宅政策課 |
| 生涯学習部 | 教育総務課 |
| | 教育政策研究課 |
| | 社会教育課 |
| | スポーツ課 |
| | 図書館 |
| 学校教育部 | 学務課 |
| | 学習指導課 |
| 消防局 | 消防企画課 |
| 病院事業管理局 | 病院政策課 |

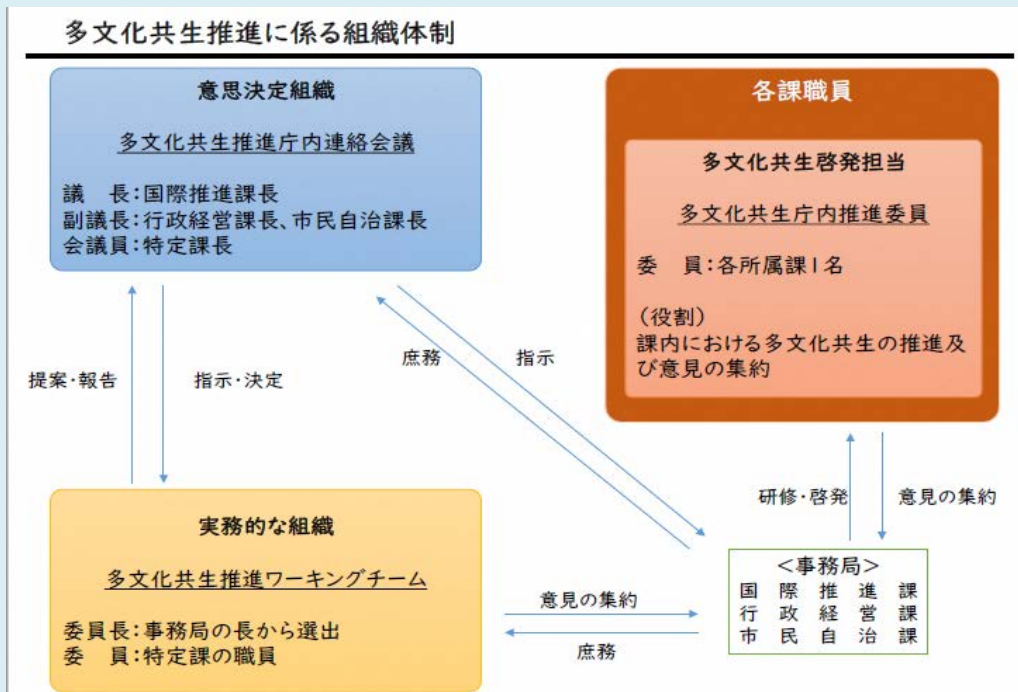
3 多文化共生推進ワーキングチーム

庁内における多文化共生推進に係る各課共通の課題の解決に向け、各課題に対する具体的な施策を検討することを目的として、令和3年（2021年）7月に10の組織の職員で構成される多文化共生推進ワーキングチームを設置しました。これまでの活動内容については以下の通りとなっています。

| 令和3年度 | |
|-----------|--|
| 令和3年7月1日 | 「多文化共生推進ワーキングチーム設置要綱」の策定 |
| 令和3年8月11日 | 令和3年度第1回ワーキングチーム開催 ・多文化共生に係わる職場において、業務上での課題の抽出から解決策の検討までをワークショップ形式で実施 |
| 令和3年11月4日 | 令和3年度第2回ワーキングチーム開催 ・解決策の実現について検討 |
| 令和4年3月24日 | 令和3年度第3回ワーキングチーム開催 ・過去2回の事項について発表 |
| 令和4年度 | |
| 令和4年8月25日 | 令和4年度第1回ワーキングチーム開催 ・防災をテーマにした事例研修 |

<参考>

多文化共生推進に係る庁内組織体制



4 多文化共生推進ワーキングチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市多文化共生推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）設置要綱第3条第6項の規定に基づき、多文化共生推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌)

第2条 ワーキングチームは、次の事項を所掌する。

(1) 連絡会議の指示に基づき、多文化共生推進の進捗状況を把握し、課題解決のための具体的な活動等多文化共生推進に係ることを行い、その結果を連絡会議に提案または報告すること。

(2) 連絡会議の指示に基づき、多文化共生施策に係る指針の見直し等の検討に関すること。

(組織)

第3条 ワーキングチームは、連絡会議会議員が所属する組織のうち、松戸市多文化共生庁内推進指針に掲げる課題に特に係る10の組織の中から各1名を選任して構成する。また、目的達成のため必要があるときは、連絡会議議長の指名する者を委員に加えることができる

2 委員長は、国際推進課、行政経営課、市民自治課のいずれかの課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の責務)

第4条 委員長は、ワーキングチームを代表し、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 ワーキングチームの会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、国際推進課、行政経営課、市民自治課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表I

| 所属課 | 備考 |
|----------|-----|
| 危機管理課 | |
| 広聴担当室 | |
| 地域共生課 | |
| 市民税課 | |
| 市民課 | |
| 地域医療課 | |
| 国保年金課 | |
| 生活支援一・二課 | |
| 子ども政策課 | |
| 学務課 | |
| 行政経営課 | 事務局 |
| 市民自治課 | 事務局 |
| 国際推進課 | 事務局 |

第2節 松戸市多文化共生推進地域ミーティング

1 ミーティング設置から指針策定までの経緯

多文化共生推進地域ミーティングは、多文化共生に関する様々な分野の方々を委員として招集し、本指針策定にかかる意見聴取を行うために組織されたものです。

令和4年（2022年）8月26日の第1回から合計4回の地域ミーティングを実施し、本指針の内容などについて検討してきました。

その他、多文化共生推進庁内連絡会議とも連携を図り、指針の素案（抜粋）の確認を行い、令和5年（2023年）2月に「松戸市多文化共生のまち推進指針」を策定しました。

以下の表は策定までを時系列順にまとめたものです。

| | |
|------------|--|
| 令和4年8月1日 | 「松戸市多文化共生推進地域ミーティング設置要綱」策定 |
| 令和4年8月26日 | 第1回松戸市多文化共生推進地域ミーティング開催 ・多文化共生についての研修会、多文化共生社会に向けての課題や解決策について協議 |
| 令和4年10月18日 | 第2回松戸市多文化共生推進地域ミーティング開催 ・理念、基本方針について協議 |
| 令和4年11月8日 | 第2回多文化共生推進庁内連絡会議にて、素案（抜粋）についての意見聴取、内容確認 |
| 令和4年11月11日 | 第3回松戸市多文化共生推進地域ミーティング開催 ・素案（抜粋）について協議 |
| 令和5年1月11日 | 第4回松戸市多文化共生推進地域ミーティング開催 ・素案の内容確認、次年度以降の協議事項の検討 |
| 令和5年2月 | 「松戸市多文化共生のまち推進指針」策定 |



2 松戸市多文化共生推進地域ミーティング設置要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、「松戸市多文化共生推進地域ミーティング（以下、「ミーティング」という。）」の実施について、必要事項を定めるものとする。

2 ミーティングは、有識者や関係団体等からの出席者より「松戸市多文化共生のまち推進プラン（仮称）（以下、「プラン」という。）」の策定等に資する意見等を求めるために行う。

3 ミーティングは、松戸市（以下、「市」という。）が、プラン策定以外の市の多文化共生に係る事項について、有識者や関係団体等の意見等を求める必要があるときは、市が有識者や関係団体等と協議の上、開催することができる。

(所掌事務)

第2条 ミーティングにおいて意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) プラン策定に関する助言
- (2) プランに基づいた施策の推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(メンバー)

第3条 ミーティングは、下記に掲げる者（以下、「メンバー」という）をもって構成する。

- (1) 座長
- (2) 副座長
- (3) 委員
- (4) 事務局

(座長)

第4条 ミーティングに議事を進行する座長を置く。

2 座長は、多文化共生の分野での実務経験を有する有識者とする。

3 座長は、ミーティングの運営方針について事務局側と調整を行い、ミーティングでの意見を反映し、事務局によるプランの策定を支援する。

(副座長)

第5条 ミーティングに座長を補佐する副座長を置く。

2 副座長は、市内在住外国人の国際交流に係る分野での実務経験を有する者とする。

3 副座長は、座長不在時に座長の所掌事務を代行する。

(委員)

第6条 事務局は、各団体・組織に委員の選出を依頼するものとする。

2 委員は、国際交流、日本語教育、市民活動、就労、教育、医療・福祉、防災・防犯分野等、市内在住外国人の多文化共生に関連する団体・組織において、実務経験を有するものとする。

(事務局長)

第7条 松戸市経済振興部 国際推進課長は、「松戸市多文化共生推進地域ミーティング運営事務局長（以下、事務局長という）」として、事務局を指揮する。

2 事務局長は、ミーティングの運営のため、国際推進課に「松戸市多文化共生推進地域ミーティング運営事務局（以下、事務局という）」を設置する。

3 事務局長は、必要に応じて、ミーティングの招集を行う。

4 事務局長は、外部有識者及び外部団体等と調整し、座長、副座長及び委員を選出し、ミーティングへの参加を依頼するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、ミーティングの運営を含め、ミーティング資料、議事録の作成、委員への出席依頼やその他庶務全般に係る事項を実施するものとする。

1 事務局は、座長と協議し、ミーティングの協議内容を踏まえ、プランを策定するものとする。

2 事務局は、必要に応じて、ミーティングの運営、プランの策定に関する事務について、契約書の仕様に基づき、委託業者に委託することができる。

(委員の出席、欠席)

第9条 委員がミーティングに出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席できる。

2 ミーティングを欠席する委員は、当該ミーティングで協議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(秘密保持について)

第10条 座長、副座長、委員及び事務局は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第11条 委員の任期は、委員が依頼を受託した時から当該年度末までとする。

2 事務局は、必要に応じて、各委員と調整の上、委員を再任することができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第12条 ミーティングで協議が整った事項については、ミーティングの委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取等)

第13条 ミーティング及び分科会は、必要があると認めるときは、ミーティングに委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めない事項について、事務局長が必要と認めるときは、座長、副座長と調整の上、ミーティングに諮って別途定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

3 松戸市多文化共生推進地域ミーティング委員名簿

| | 所属 | 氏名（敬称略） |
|-----|----------------------------------|----------|
| 座長 | NPO法人 多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事 | 土井 佳彦 |
| 副座長 | 公益財団法人 松戸市国際交流協会 事務局長 | 渡邊 武 |
| 委員 | まつど市民活動サポートセンター センター長 | 阿部 剛 |
| // | NPO法人 松戸子育てさばーとハーモニー 理事長 | 石田 尚美 |
| // | 学校法人 朝日学園 法人本部 管理部長 | 櫛淵 喜弘 |
| // | 一般社団法人 松戸市医師会 事務局長 | 郡 正信 |
| // | まつど国際文化大使 | 王 曼云 |
| // | まつど国際文化大使 | 陶山 トーフオン |
| // | 流通経済大学 流通経済大学スポーツ健康科学部 教授 | 田蓑 健太郎 |
| // | 常盤平団地自治会 役員 | 平野 将人 |
| // | 松戸市日本語ボランティア会 副会長 | 藤沢 明美 |
| // | 千葉県行政書士会東葛支部 本宮行政書士事務所 特定行政書士 | 本宮 雅之 |
| // | 千葉県松戸警察署 | 一瀬 聡、他1名 |
| // | 千葉県松戸東警察署 | 富田 守、他1名 |

第3節 各種調査・アンケート

1 人権に関する市民意識調査（抜粋）

（1） 調査対象・方法

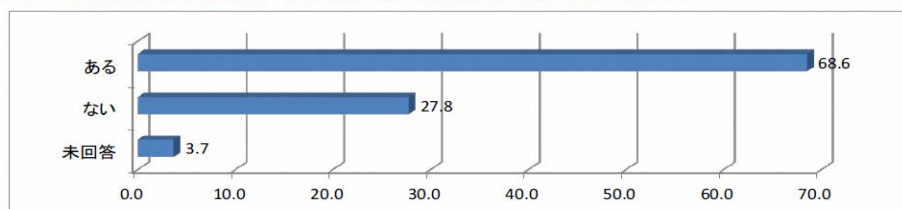
松戸市に在住している20歳以上無作為抽出した3,000人にアンケートを郵送し、郵送にて回収する方法で実施しました。

調査期間：平成30年（2018年）9月3日～9月28日

（2） 調査対象者数・回収率

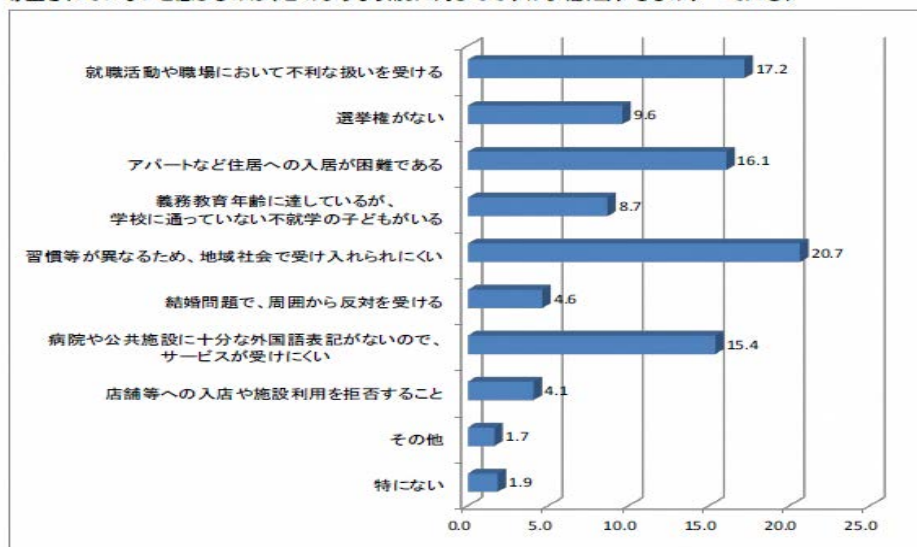
| 対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|
| 3,000人 | 1,005人 | 33.5% |

問12 あなたは、日本に居住する外国人に関する人権問題はあると思いますか。



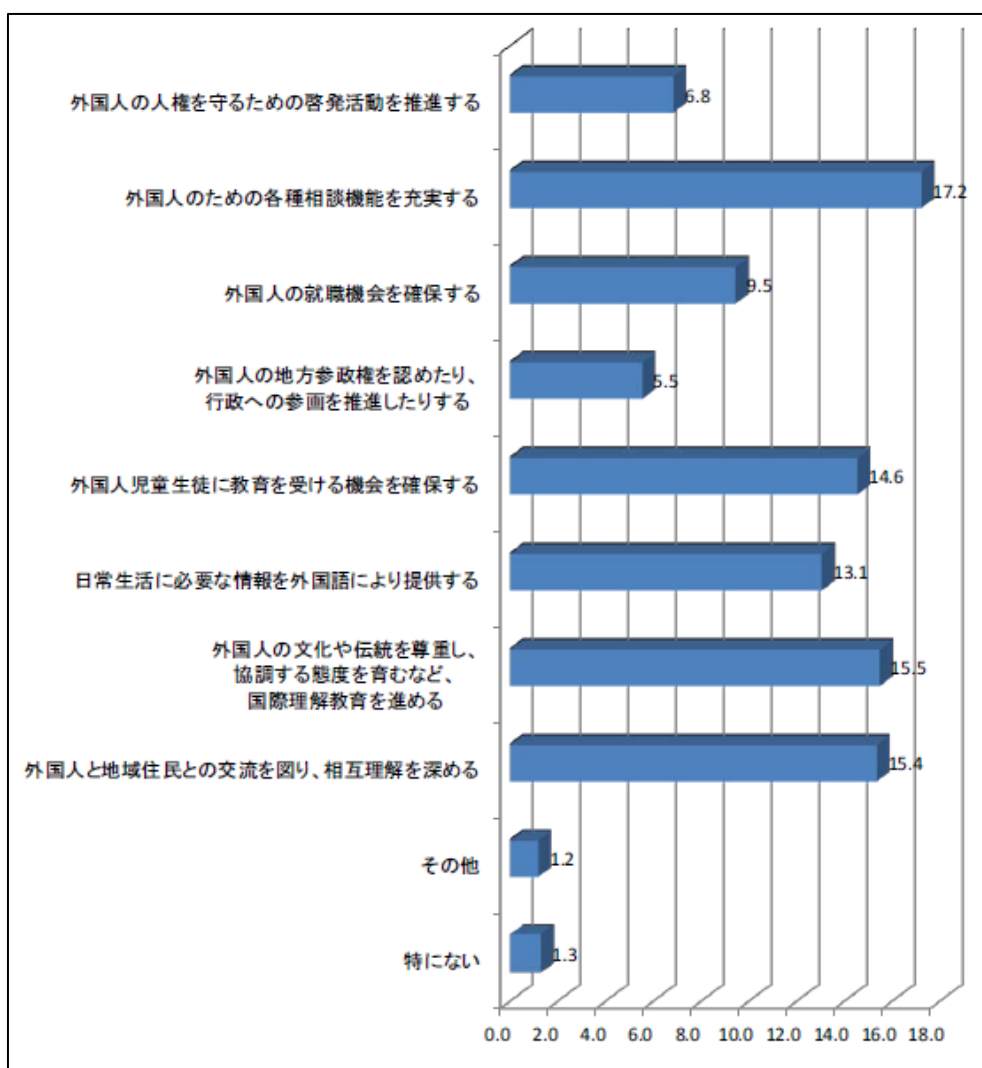
○日本に居住する外国人の人権問題について、68.6%の方が、人権問題はあると回答されました。

問12-1（問12で“ある”と回答された方におたずねします。）あなたは、日本に居住する外国人の人権が尊重されていないと感じるのは、どのような状況に対してですか。（該当するものすべてに○）



○日本に居住する外国人の人権が尊重されていないと感じる状況として、「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくい」が最も高く、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受ける」、「アパートなど住居への入居が困難である」の順となりました。

問12-2 (問12で“ある”と回答された方におたずねします。)あなたは、日本に居住する外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



○日本に居住する外国人の人権を守るためには、「外国人のための各種相談機能を充実する」が最も高く、次いで「外国人の文化や伝統を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を進める」、「外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める」の順となりました。

2 次期松戸市総合計画づくりのための市民ニーズ調査結果（抜粋）

（1） 調査対象・方法

松戸市に在住している18歳以上の男女を対象とし、住民基本台帳から、性別・年齢層・支所管区により層化無作為抽出した3,000人にアンケートを郵送し、郵送にて回収する方法で実施しました。

調査期間：令和元年（2019年）8月21日～9月13日

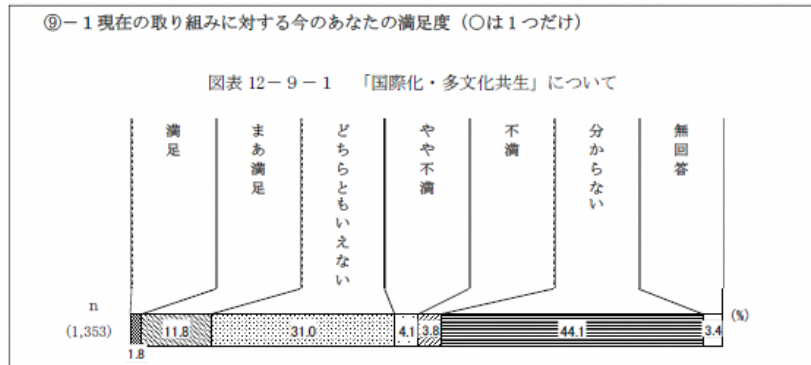
（2） 調査対象者数・回収率

| 対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|
| 3,000人 | 1,353人 | 45.1% |

⑨「国際化・多文化共生」について

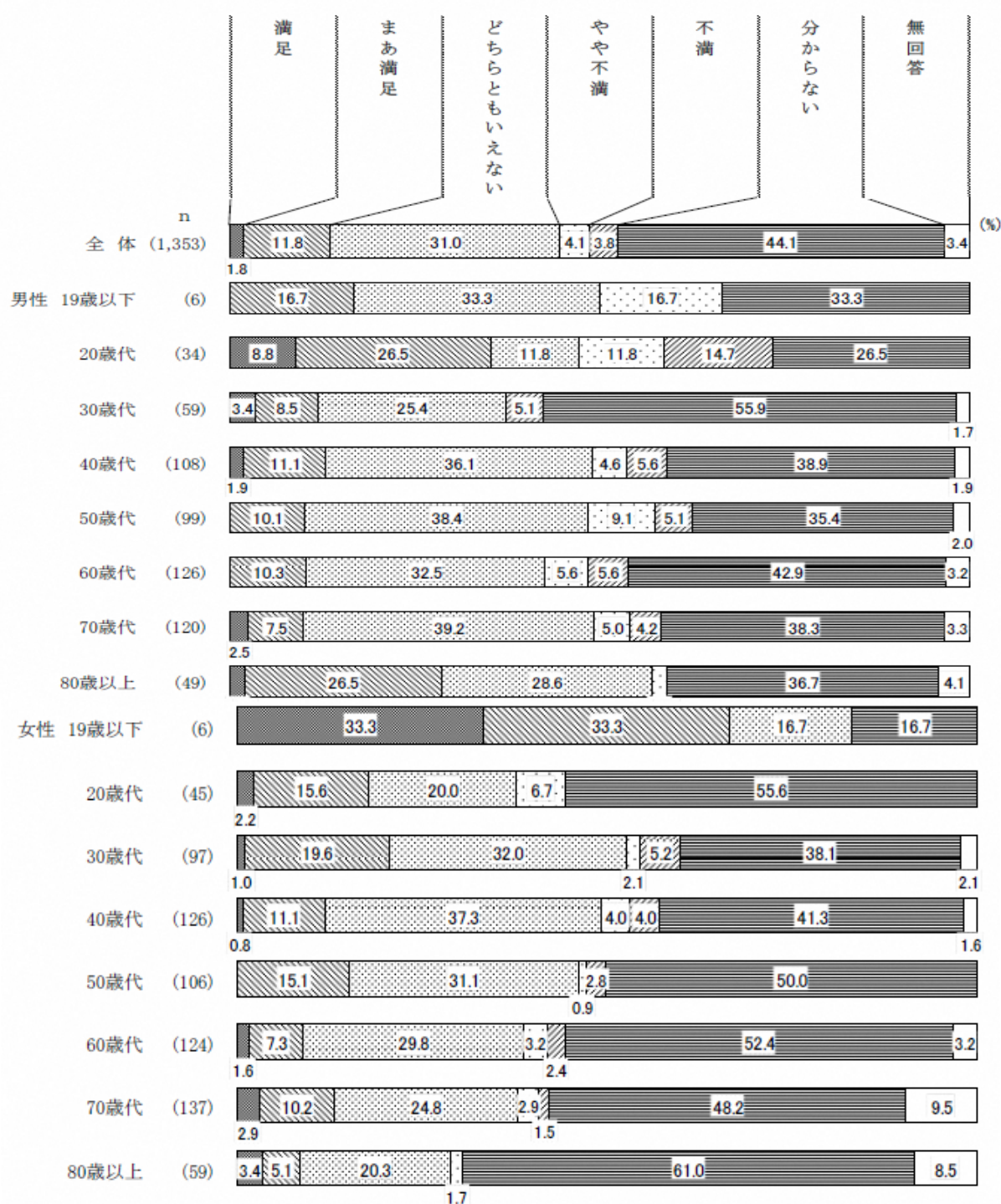
松戸市では、外国人市民との共生、様々な分野での国際交流に取り組んでいます。

⑨-1 現在の取り組みに対する今のあなたの満足度（○は1つだけ）



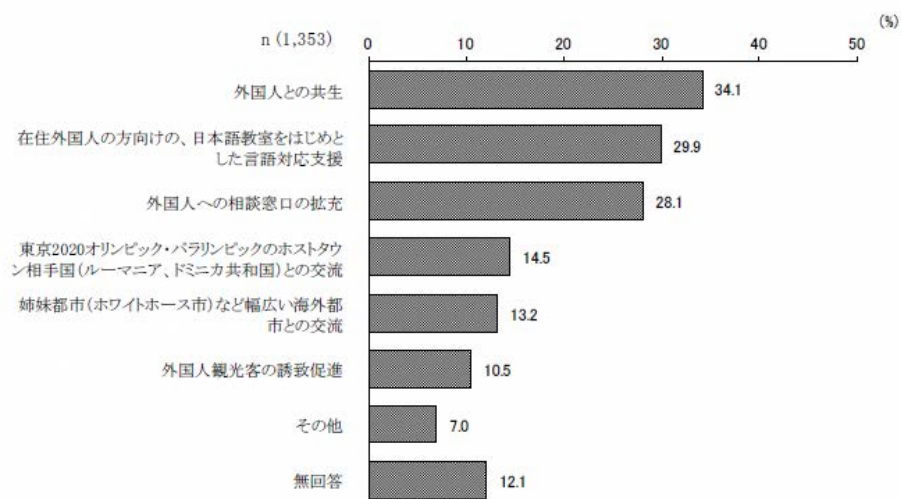
「国際化・多文化共生」の満足度は、「満足」と「まあ満足」をあわせた『満足』が13.6%、「不満」と「やや不満」をあわせた『不満』が7.9%となっている。

図表 12-9-2 「国際化・多文化共生」について（性・年齢別）



⑨-2 今後特に力を入れてほしい取り組み（〇は2つまで）

図表 12-9-3 「国際化・多文化共生」について



今後特に力を入れてほしい取り組みは、「外国人との共生」が34.1%で最も高く、次いで「在住外国人の方向けの、日本語教室をはじめとした言語対応支援」が29.9%、「外国人への相談窓口の拡充」が28.1%となっている。

<各分野についての意見> ※一部抜粋

○環境整備

・道路標識や標識（「自転車はおりて押して下さい」）を日本語だけではなく、ベトナム語等、住んでいる外国人にも理解できる標記にしてほしい。

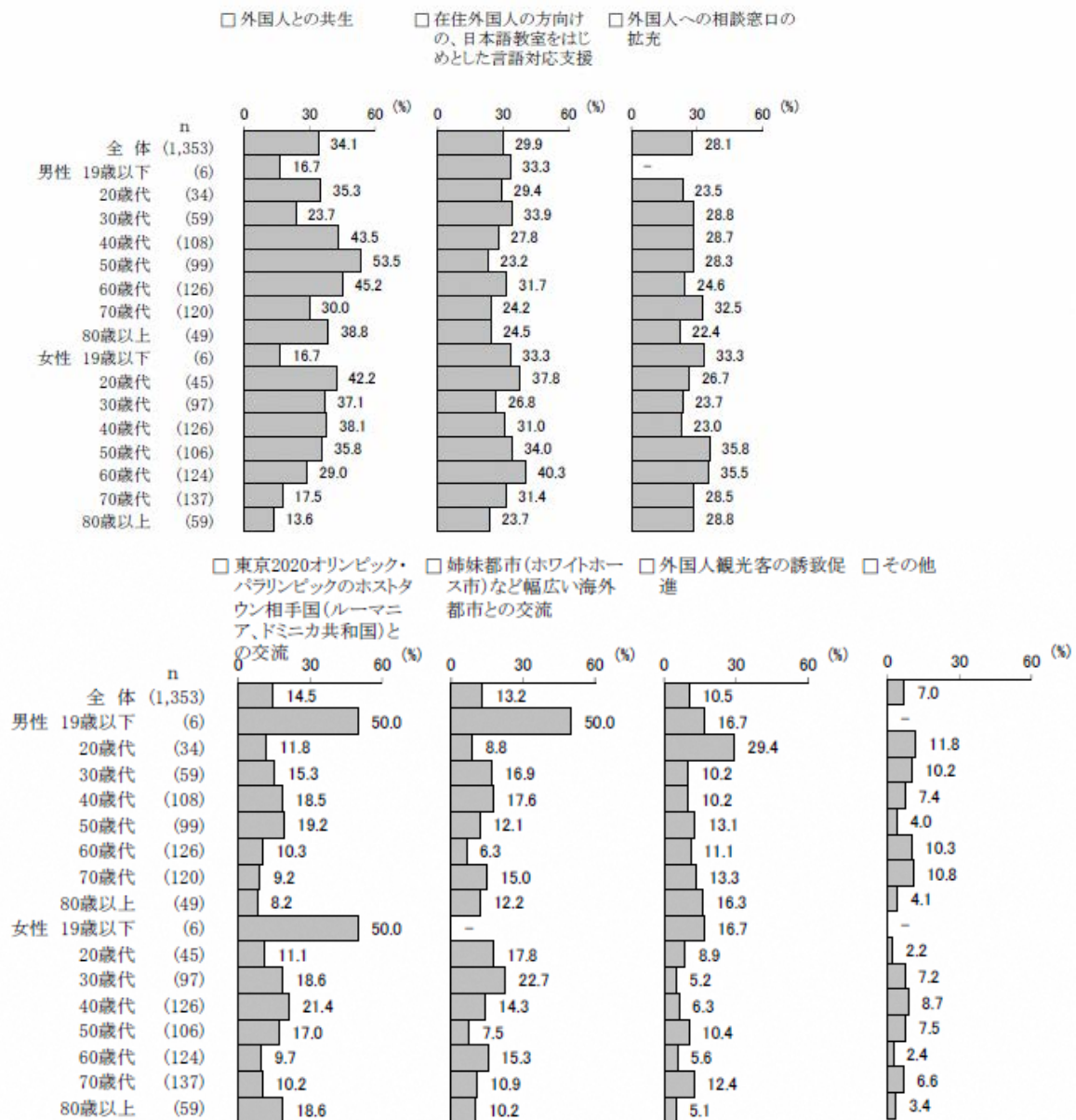
○ごみ

・ごみの分別について、とても分かりづらいし、きちんと分別できている人の方が少ない気がします。もっとわかりやすくした方がいいと思います。（外国人の方も増えているので考慮してほしい）

【性・年齢別】

性・年齢別でみると、「外国人との共生」は、男性50歳代で5割台半ば、男性40歳代、60歳代で4割台半ばと高くなっている。「在住外国人の方向けの、日本語教室をはじめとした言語対応支援」は、女性60歳代で4割を超え、次いで、女性20歳代で高くなっている。

図表 12-9-4 「国際化・多文化共生」について（性・年齢別）



3 松戸市総合計画後期基本計画進捗管理のための市民意識調査結果 (抜粋)

(1) 調査対象・方法

松戸市に在住している20歳以上の男女を対象とし、住民基本台帳から、性別・年齢層・支所管区により層化無作為抽出した3,000人にアンケートを郵送し、郵送にて回収する方法で実施しました。

調査期間：令和3年（2021年）7月1日～7月16日

(2) 調査対象者数・回収率

| 対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|
| 3,000人 | 1,585人 | 52.8% |

(3) 調査結果及び分析

- ・比率はすべて百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。そのためすべての選択肢の比率の合計が100%にならないことがあります。
- ・複数回答を求めている質問では、選択肢比率の合計は100%を超えます。
- ・本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化しています。

《指標》

外国籍市民と交流している人の割合

(1) 指標の説明

外国籍市民と交流する人達が増えることにより、日常生活の中で様々な不安やトラブルが減少すると考えられます。そこで、外国籍市民と交流している人の割合を指標とします。

(2) 設問

この指標は、次の設問により直接的に聞いています。「個人・行動」

Q14 あなたは日頃、松戸市に在住したり、滞在したりしている外国の方達と親しく接することがどのくらいありますか。次の中から、あてはまる番号1つに○をつけてください。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1 大変よくある | 3 ときどきある | 5 ほとんどない |
| 2 しばしばある | 4 あまりない | |

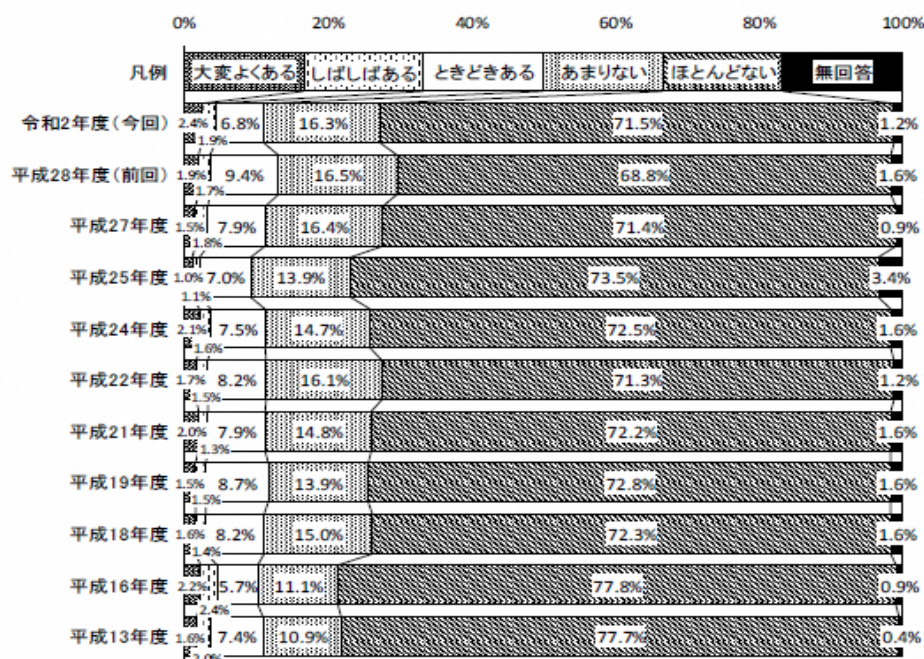
(3) 指標の現状

| | 平成 13年度 | 平成 16年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 令和 2年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 大変よくある | 1.6% | 2.2% | 1.6% | 1.5% | 2.0% | 1.7% | 2.1% | 1.0% | 1.5% | 1.9% | 2.4% |
| しばしばある | 2.0% | 2.4% | 1.4% | 1.5% | 1.3% | 1.5% | 1.6% | 1.1% | 1.8% | 1.7% | 1.9% |
| 計 | 3.6% | 4.6% | 2.9% | 3.0% | 3.3% | 3.2% | 3.7% | 2.1% | 3.3% | 3.6% | 4.3% |

(4) 指標の分析

☆外国籍市民と頻りに交流している人は、平成28年度調査と同様に1割未満となっています

外国籍市民との交流について、「大変よくある」、「しばしばある」を合わせた『頻りに交流している』(4.3%)と答えた方はわずかとなっており、過去の調査と大きな傾向の違いはみられません。



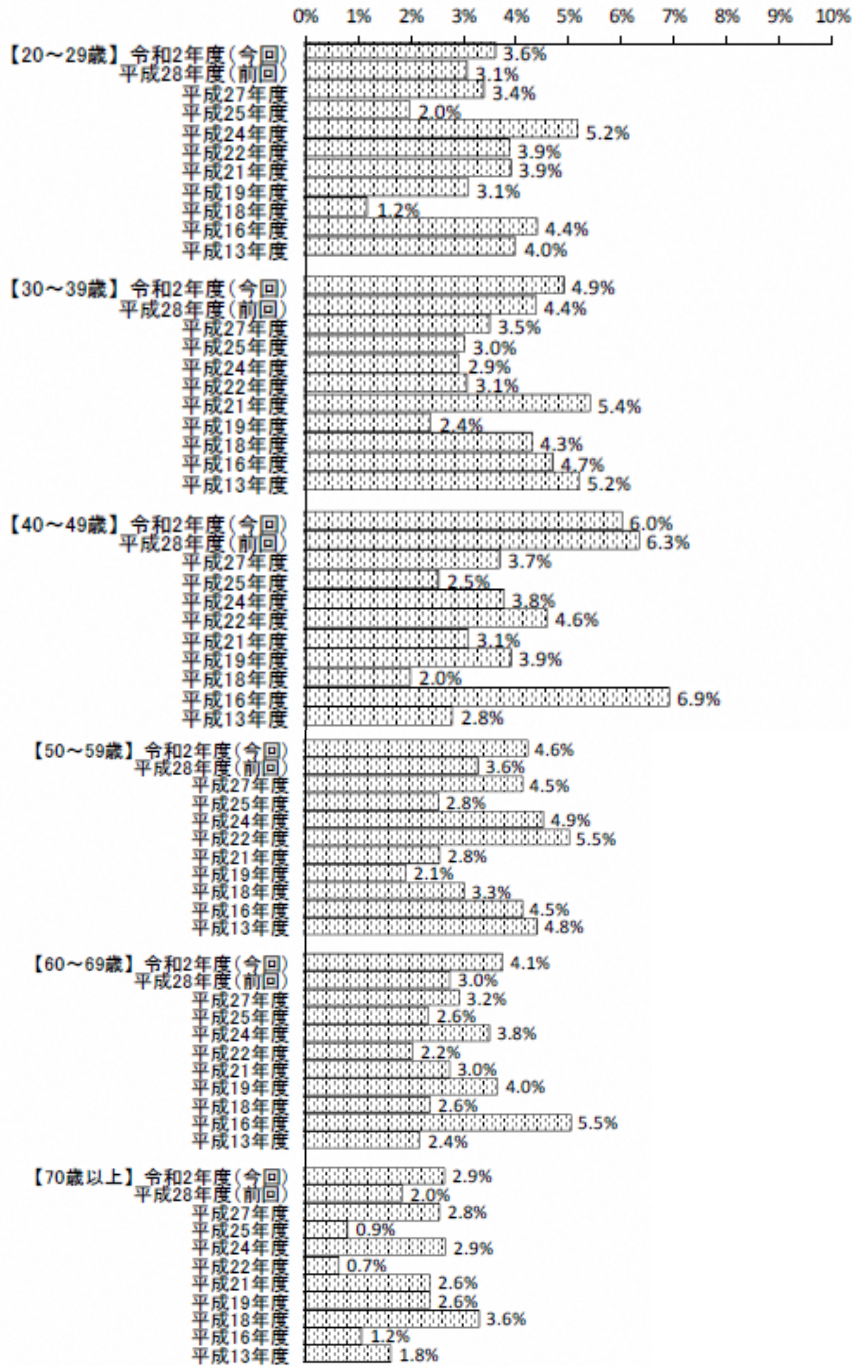
<各分野についての意見> ※一部抜粋

○ごみ

- ・ごみの分別をお年寄りや外国人が理解しているとはとても思えない。
- ・外国の方にもわかりやすいごみの分別の工夫の取り組み不足。
- ・外国の方のごみの出し方のマナーが悪く、回収していただけない時がありました。どこに相談したらよいかわからず困っています。

<外国籍市民との交流×年齢別>

年齢別で見ると、『頻繁に交流している』は“40～49歳”（6.0%）で最も高く、次いで“30～39歳”（4.9%）となっています。また、“40～49歳”を除く全ての年代で『頻繁に交流している』は平成28年度調査と比べて増加しています。



4 千葉県県政に関する世論調査（抜粋）

（１） 調査対象・方法

県民の生活と県政の主要分野にわたる県民の関心、要望、意向などをとらえ、県政推進の基礎資料とすることを目的として実施しています。

千葉県全域に在住している満18歳以上の男女個人を対象とし、層化二段無作為抽出法（※）により抽出した3,000人にアンケートを郵送し、郵送及びオンラインで回答を求める方法で実施しました。

調査期間：令和3年（2021年）11月26日～12月17日

（※）行政単位と地域によって県内をブロックごとに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例分配し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）、地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うもの。

（２） 調査対象者数・回収率

| 対象者数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|
| 3,000人 | 1,659人 | 55.3% |

3 県政への要望

(1) 県政への要望

◇「災害から県民を守る」が4割半ば

問46 県政全般について、今後特に力をいれてほしいと思われることを、次の県政への要望項目の中から3つまで選んで番号に○をつけてください。

<図表13-1> 県政への要望（3つまでの複数回答）



5 市内在住外国人アンケート結果（抜粋）

（1） 調査対象・方法

令和3年度に外国人市民に向けての必要な情報をとどける「マルチリンガル動画チャンネル」の内容を決めるために、松戸市に在住している18歳以上外国人市民に対し、生活状況を把握のためアンケートを実施しました。

調査期間：令和2年（2020年）10月30日～令和3年（2021年）2月19日

（2） 調査対象者数・回収率

| 言語 | 対象者 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|------|-------|-------|
| 英語 | 873人 | 172人 | 19.7% |
| 中国語 | 840人 | 234人 | 27.8% |
| ベトナム語 | 273人 | 41人 | 14.2% |

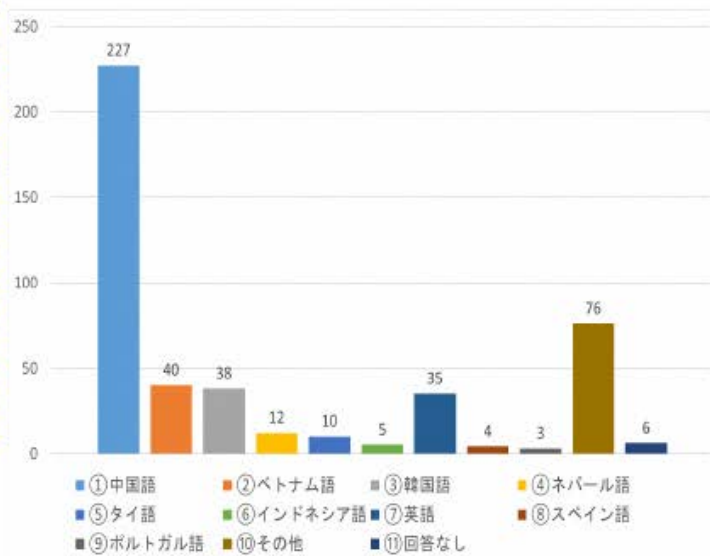
（3） 調査結果及び分析

- ・1月22日までに回答のあった447人を基準としております
- ・各設問に回答がなかったものについては、回答なしと集計しております。
- ・「一つに☑」の質問の中には、複数回答のあったものも含まれます。
- ・nとは、回答の総数を表しております。

① 語学について

問1 あなたの母国語は何語ですか。(ひとつに☑) ※複数回答あり n=456

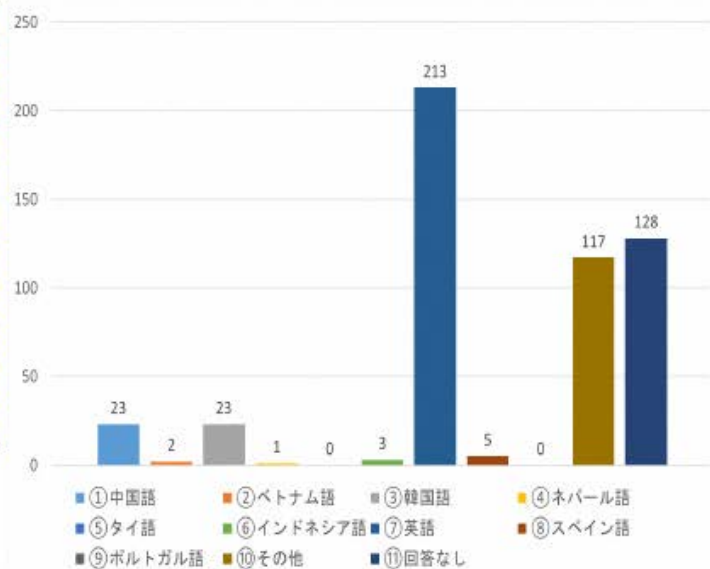
| | |
|----------|-----|
| ①中国語 | 227 |
| ②ベトナム語 | 40 |
| ③韓国語 | 38 |
| ④ネパール語 | 12 |
| ⑤タイ語 | 10 |
| ⑥インドネシア語 | 5 |
| ⑦英語 | 35 |
| ⑧スペイン語 | 4 |
| ⑨ポルトガル語 | 3 |
| ⑩その他 | 76 |
| ⑪回答なし | 6 |



問3同様「①中国語」、「②ベトナム語」、「③韓国語」、「⑦英語」の回答が多かった。「⑩その他」の回答としてフィリピンの方は英語とフィリピン語/タガログ語の両方を母国語とする方が多かった。

問2 あなたは母国語以外に話せる言葉はありますか。(☑はいくつでも) n=515

| | |
|----------|-----|
| ①中国語 | 23 |
| ②ベトナム語 | 2 |
| ③韓国語 | 23 |
| ④ネパール語 | 1 |
| ⑤タイ語 | 0 |
| ⑥インドネシア語 | 3 |
| ⑦英語 | 213 |
| ⑧スペイン語 | 5 |
| ⑨ポルトガル語 | 0 |
| ⑩その他 | 117 |
| ⑪回答なし | 128 |



選択肢の中では「⑦英語」が全体の41%となり、最も多い結果となった。「⑩その他」の回答として「日本語」が67名と全体の13%を占め、選択肢には無かったが2番目に多かった。

問3 あなたの日本語のレベルはどれくらいですか。

(A話す、B読む、C書く、D聞くそれぞれの①、②、③、④どれかひとつに☑)

※全体の回答なし13名、一部回答なしもあり

| | |
|--------|-----|
| A 話す | |
| ①ネイティブ | 71 |
| ②ビジネス | 98 |
| ③日常会話 | 247 |
| ④できない | 16 |

n=432

「B読む」「C書く」に比べ「④できない」の回答は少なかった。



| | |
|--------|-----|
| B 読む | |
| ①ネイティブ | 70 |
| ②ビジネス | 107 |
| ③日常会話 | 196 |
| ④できない | 50 |

n=423

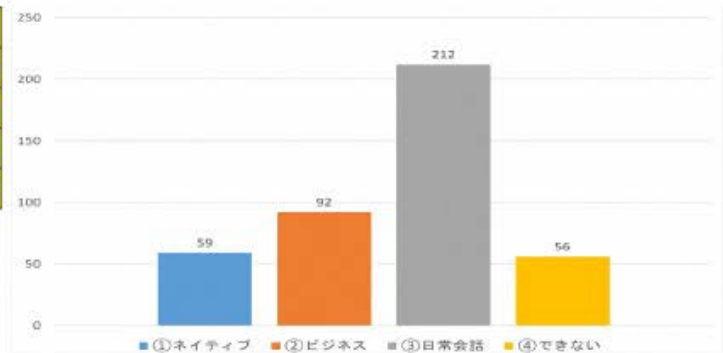
回答者全体で最も苦手と思われる「C書く」に比べ「①ネイティブ」の回答が多かったが、「④できない」の回答も「C書く」と同様の人数であった。



| | |
|--------|-----|
| C 書く | |
| ①ネイティブ | 59 |
| ②ビジネス | 92 |
| ③日常会話 | 212 |
| ④できない | 56 |

n=419

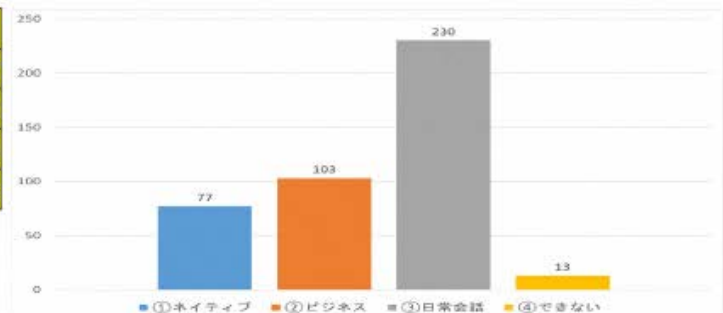
「A話す」「B読む」「D聞く」に比べ、「④できない」の回答が多く、自信が無い回答者が多かった。



| | |
|--------|-----|
| D 聞く | |
| ①ネイティブ | 77 |
| ②ビジネス | 103 |
| ③日常会話 | 230 |
| ④できない | 13 |

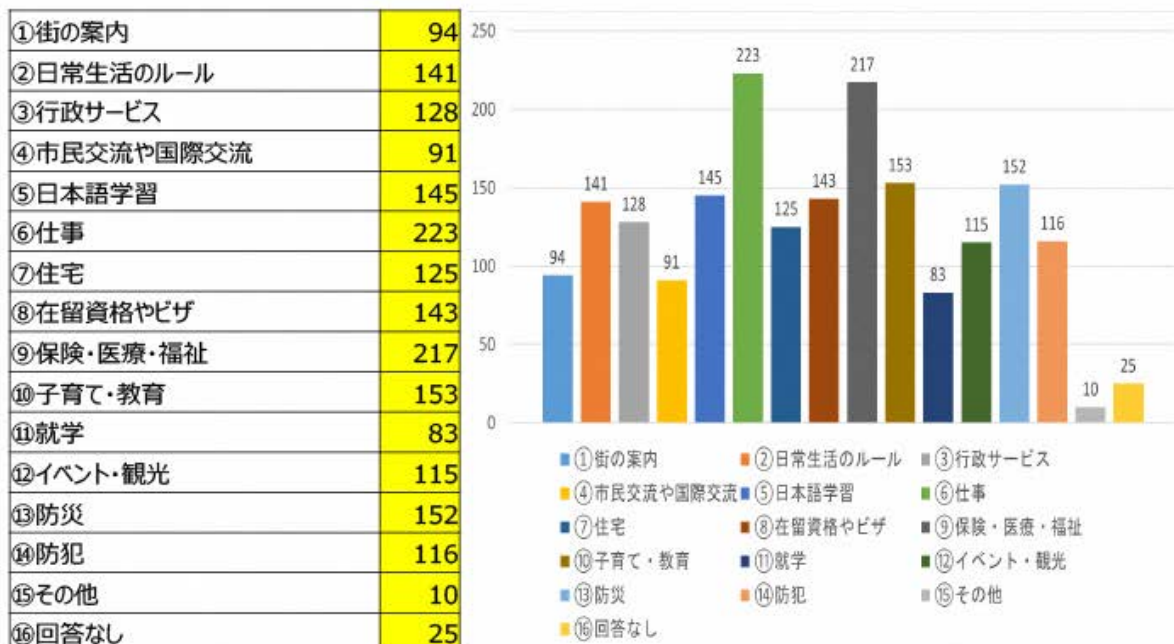
n=423

「A話す」「B読む」「C書く」に比べ、回答者全体で最も得意な分野と思われる。



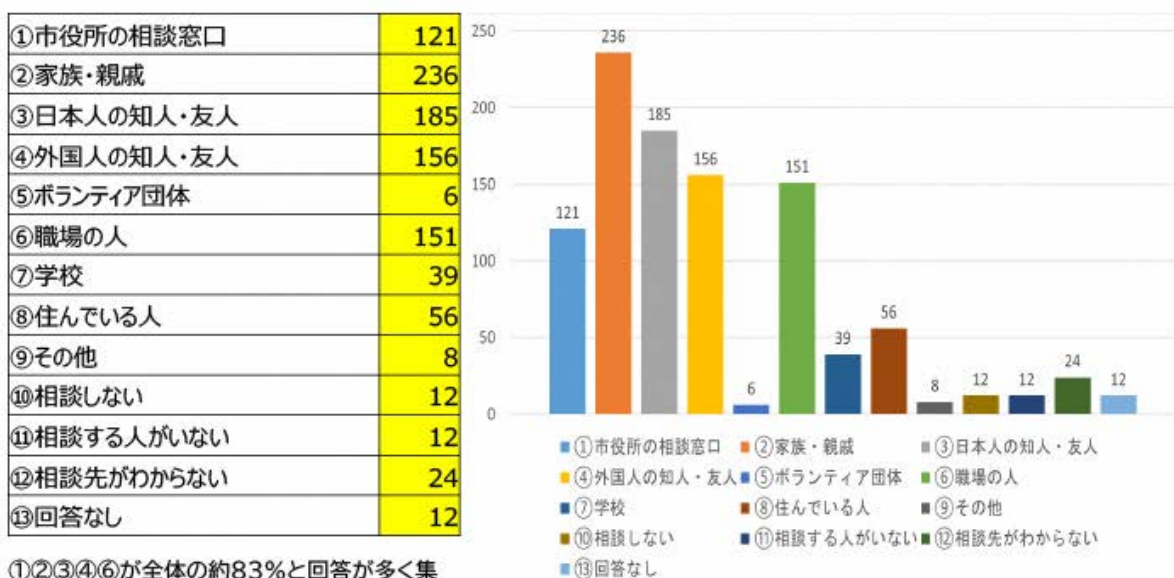
②生活について

問4 あなたの生活に必要なだと思う情報は何ですか。(☑はいくつでも) n=1961



「⑥仕事」、「⑨保険・医療・福祉」がそれぞれ全体の約11%であったが、概ね各項目に回答が集まった。「⑮その他」には資格取得や翻訳という意見もあった。

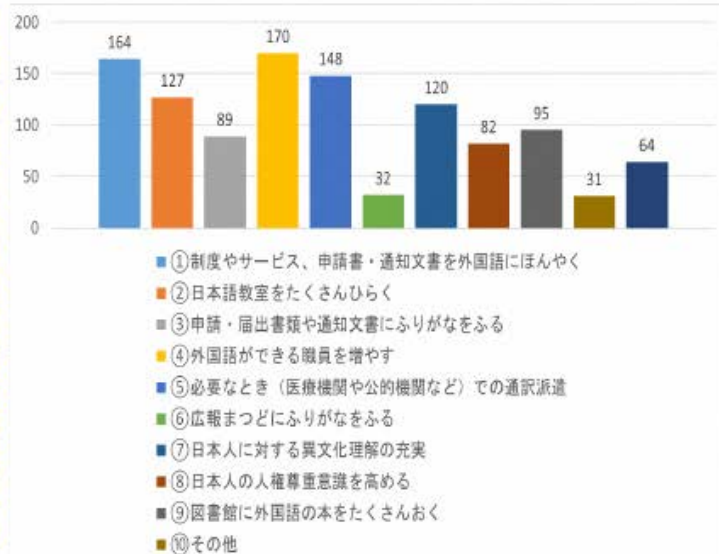
問5 あなたが困ったときの相談先はどこですか。(☑はいくつでも) n=1018



①②③④⑥が全体の約83%と回答が多く集まったが、特に「②家族・親戚」(全体の約23%)の身近な人に相談する事が多い結果になった。

問6 あなたが市役所に要望したいことは何ですか。(☑はいくつでも) n=1122

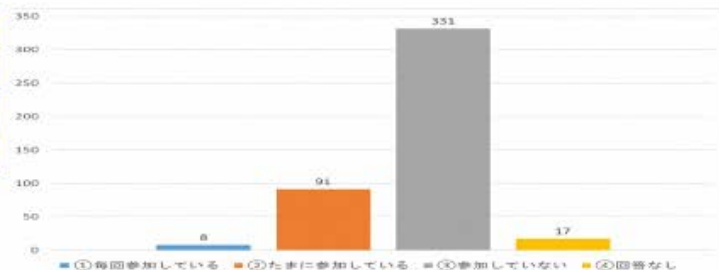
| | |
|----------------------------|-----|
| ①制度やサービス、申請書・通知文書を外国語にほんやく | 164 |
| ②日本語教室をたくさんひらく | 127 |
| ③申請・届出書類や通知文書にふりがなをふる | 89 |
| ④外国語ができる職員を増やす | 170 |
| ⑤必要なとき（医療機関や公的機関など）での通訳派遣 | 148 |
| ⑥広報まつどにふりがなをふる | 32 |
| ⑦日本人に対する異文化理解の充実 | 120 |
| ⑧日本人の人権尊重意識を高める | 82 |
| ⑨図書館に外国語の本をたくさんおく | 95 |
| ⑩その他 | 31 |
| ⑪回答なし | 64 |



①④⑤の翻訳や通訳の選択肢に回答が集まっている結果から多言語展開の要望が多いことが分かった。
「⑩その他」の意見でも市役所や公共施設への多言語対応の要望が多く見受けられた。

問7 あなたの自治会や町会の行事への参加について教えてください。(ひとつに☑) n=447

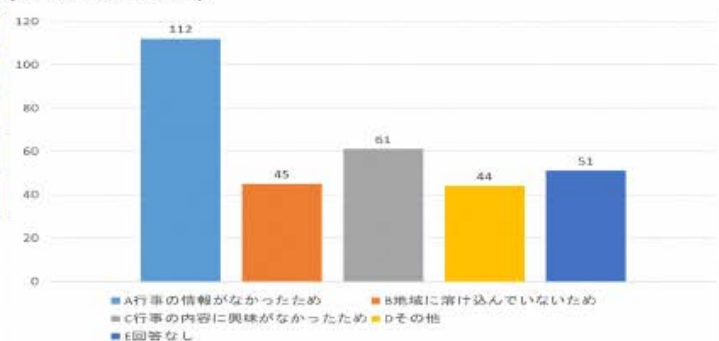
| | |
|------------|-----|
| ①毎回参加している | 8 |
| ②たまに参加している | 91 |
| ③参加していない | 331 |
| ④回答なし | 17 |



全体の74%が「③参加していない」と回答した。

※③の参加していないのはなぜですか。(☑はいくつでも)

| | |
|-------------------|-----|
| A 行事の情報になかったため | 112 |
| B 地域に溶け込んでいないため | 45 |
| C 行事の内容に興味がなかったため | 61 |
| D その他 | 44 |
| E 回答なし | 51 |

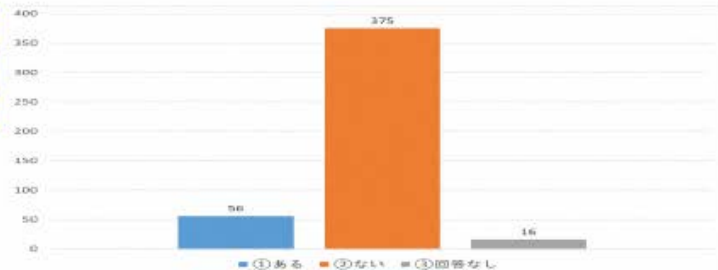


n=313

「A 行事の情報になかったため」の回答が多くあった他、「D その他」として仕事や子育てで時間が無い、お金がかかる、言語の問題という意見が多かった。

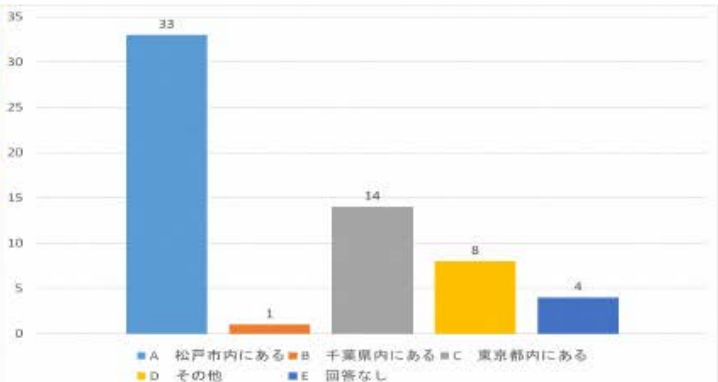
問8 あなたが参加しているコミュニティーやサークルはありますか。(ひとつに☑) n=447

| | |
|-------|-----|
| ①ある | 56 |
| ②ない | 375 |
| ③回答なし | 16 |



※①のある方は下記にも☑(☑はいくつでも)

| | |
|-----------|----|
| A 松戸市内にある | 33 |
| B 千葉県内にある | 1 |
| C 東京都内にある | 14 |
| D その他 | 8 |
| E 回答なし | 4 |

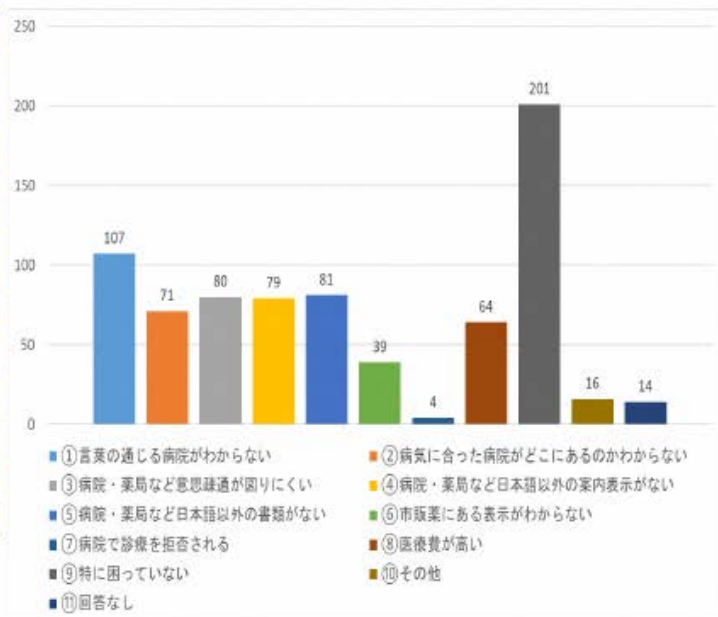


n=60
 全体の83%が参加なしと回答する中、参加しているエリアは「A 松戸市内にある」が最も多く、次いで「C 東京都内にある」であった。「D その他」として埼玉県という回答もあった。

③医療・福祉について

問9 あなたは日本の医療で困ることはありますか。(☑はいくつでも) n=756

| | |
|------------------------|-----|
| ①言葉の通じる病院がわからない | 107 |
| ②病気に合った病院がどこにあるのかわからない | 71 |
| ③病院・薬局など意思疎通が図りにくい | 80 |
| ④病院・薬局など日本語以外の案内表示がない | 79 |
| ⑤病院・薬局など日本語以外の書類がない | 81 |
| ⑥市販薬にある表示がわからない | 39 |
| ⑦病院で診療を拒否される | 4 |
| ⑧医療費が高い | 64 |
| ⑨特に困っていない | 201 |
| ⑩その他 | 16 |
| ⑪回答なし | 14 |



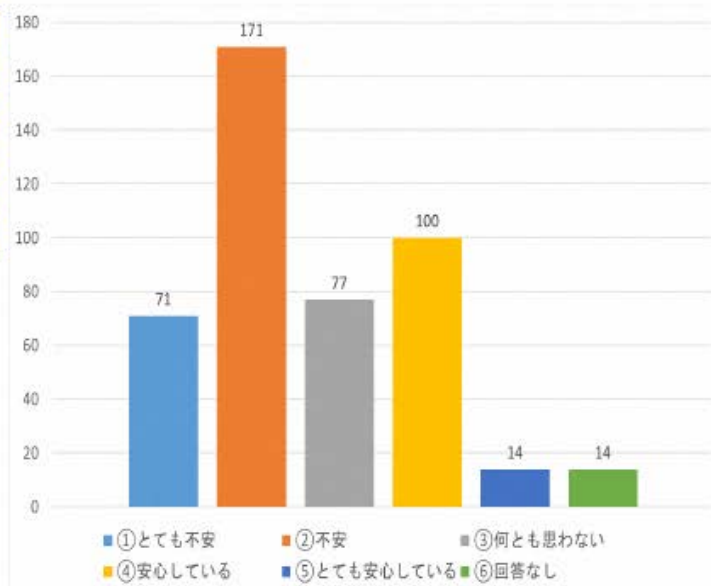
「⑨特に困っていない」が全体の26%と多く選ばれた意見だが、⑨以外に「①言葉の通じる病院がわからない」、「⑤病院・薬局など日本語以外の書類がない」といった意見が多く見受けられた。

④災害について

問10 あなたの災害などの緊急時について教えてください。(ひとつに☑) n=447

| | |
|------------|-----|
| ①とても不安 | 71 |
| ②不安 | 171 |
| ③何とも思わない | 77 |
| ④安心している | 100 |
| ⑤とても安心している | 14 |
| ⑥回答なし | 14 |

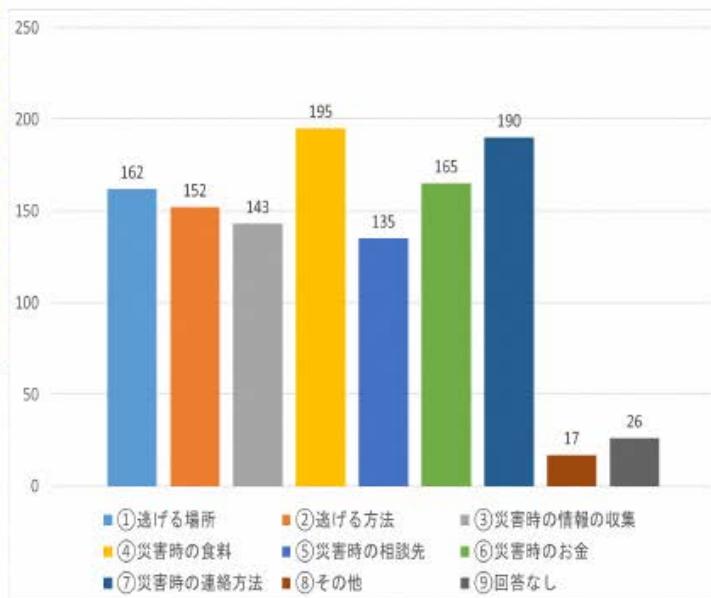
「①とても不安」が全体の16%、「②不安」が全体の39%と全体の55%が緊急時に対して不安を感じていることが分かった。但し、不安を感じながら災害への準備はできていない回答者が多く見受けられた。



問11 あなたは災害などに対して何が不安ですか。(☑はいくつでも) n=1185

| | |
|------------|-----|
| ①逃げる場所 | 162 |
| ②逃げる方法 | 152 |
| ③災害時の情報の収集 | 143 |
| ④災害時の食料 | 195 |
| ⑤災害時の相談先 | 135 |
| ⑥災害時のお金 | 165 |
| ⑦災害時の連絡方法 | 190 |
| ⑧その他 | 17 |
| ⑨回答なし | 26 |

各選択肢に大きな差がなく回答が集まっていることから、様々な事に不安を抱いていることが分かった。「⑧その他」の意見として特に外国人ということで避難場所で差別を受けるのではないかと不安に思っている回答者も見受けられた。



問12 あなたは災害時に向けて何か準備をしていますか。(ひとつに☑) n=447

| | |
|--------|-----|
| ①している | 216 |
| ②していない | 219 |
| ③回答なし | 12 |

「①している」、「②していない」の回答は約半分に分かれた。

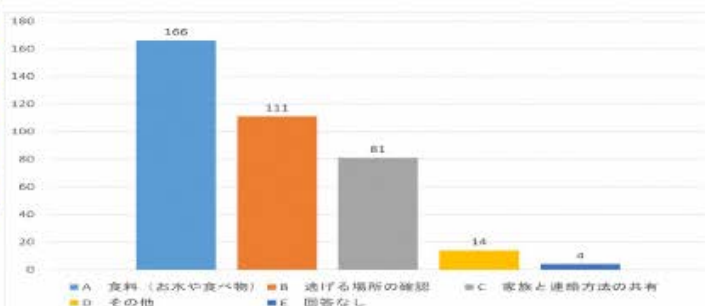


※①のしている方は何を準備していますか。(☑はいくつでも)

| | |
|---------------|-----|
| A 食料 (お水や食べ物) | 166 |
| B 逃げる場所の確認 | 111 |
| C 家族と連絡方法の共有 | 81 |
| D その他 | 14 |
| E 回答なし | 4 |

n=376

問39で「①している」と回答した多数の回答者が「A 食料(お水や食べ物)」は準備しているということが分かった。



⑤子どもについて

問13 あなたと一緒に暮らしている15歳までの子どもはいますか。(ひとつに☑) n=447

| | |
|-------|-----|
| ①いる | 164 |
| ②いない | 242 |
| ③回答なし | 41 |

「②いない」が全体の54%と半数以上という結果になった。

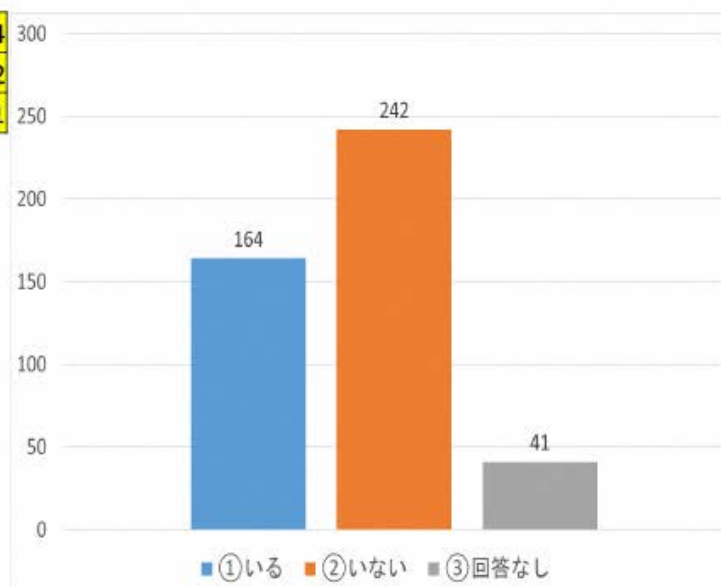
1人目まで回答した回答者は153人。

2人目まで回答した回答者は51人。

3人目まで回答した回答者は15人。

4人目まで回答した回答者は1人。

5人目まで回答した回答者は0人。

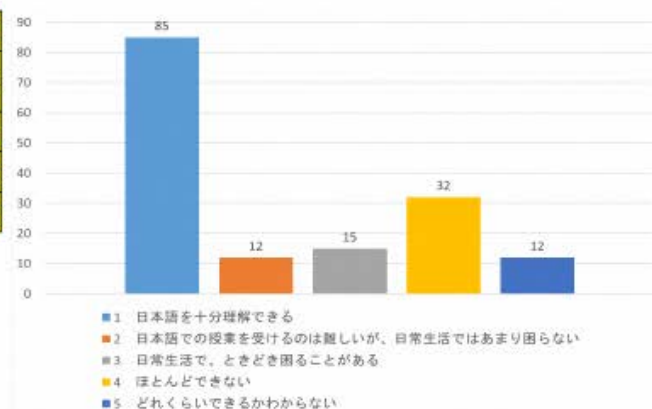


問14 あなたの子どもは日本語がどれくらいできますか。

◎1人目 ※回答なしあり n=156

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 日本語を十分理解できる | 85 |
| 2 日本語での授業を受けるのは難しいが、日常生活ではあまり困らない | 12 |
| 3 日常生活で、ときどき困ることがある | 15 |
| 4 ほとんどできない | 32 |
| 5 どれくらいできるかわからない | 12 |

全体の半数以上の54%が「1 日本語を十分理解できる」と回答した。小学生以上の子どもがいる回答者は「1」「2」が多く見受けられた。



◎2人目 ※回答なしあり n=54

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 日本語を十分理解できる | 27 |
| 2 日本語での授業を受けるのは難しいが、日常生活ではあまり困らない | 3 |
| 3 日常生活で、ときどき困ることがある | 3 |
| 4 ほとんどできない | 19 |
| 5 どれくらいできるかわからない | 2 |

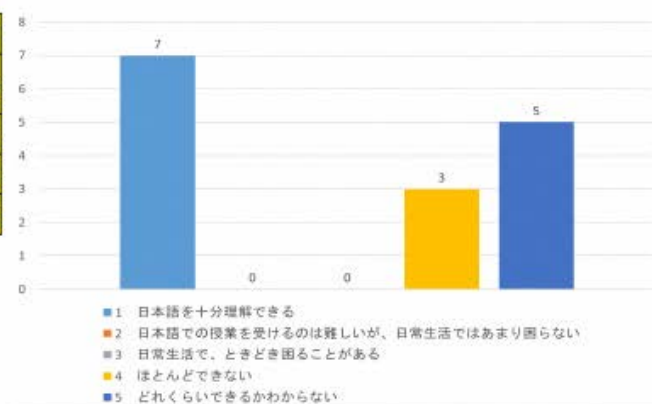
小学生未満が70%を占めており、年齢層が低く、1人目より「4」の回答率が高かった。



◎3人目 ※回答なしあり n=15

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 日本語を十分理解できる | 7 |
| 2 日本語での授業を受けるのは難しいが、日常生活ではあまり困らない | 0 |
| 3 日常生活で、ときどき困ることがある | 0 |
| 4 ほとんどできない | 3 |
| 5 どれくらいできるかわからない | 5 |

2人目と同様年齢層が低い為、1人目2人目に比べ「4」「5」の回答率が高かった。



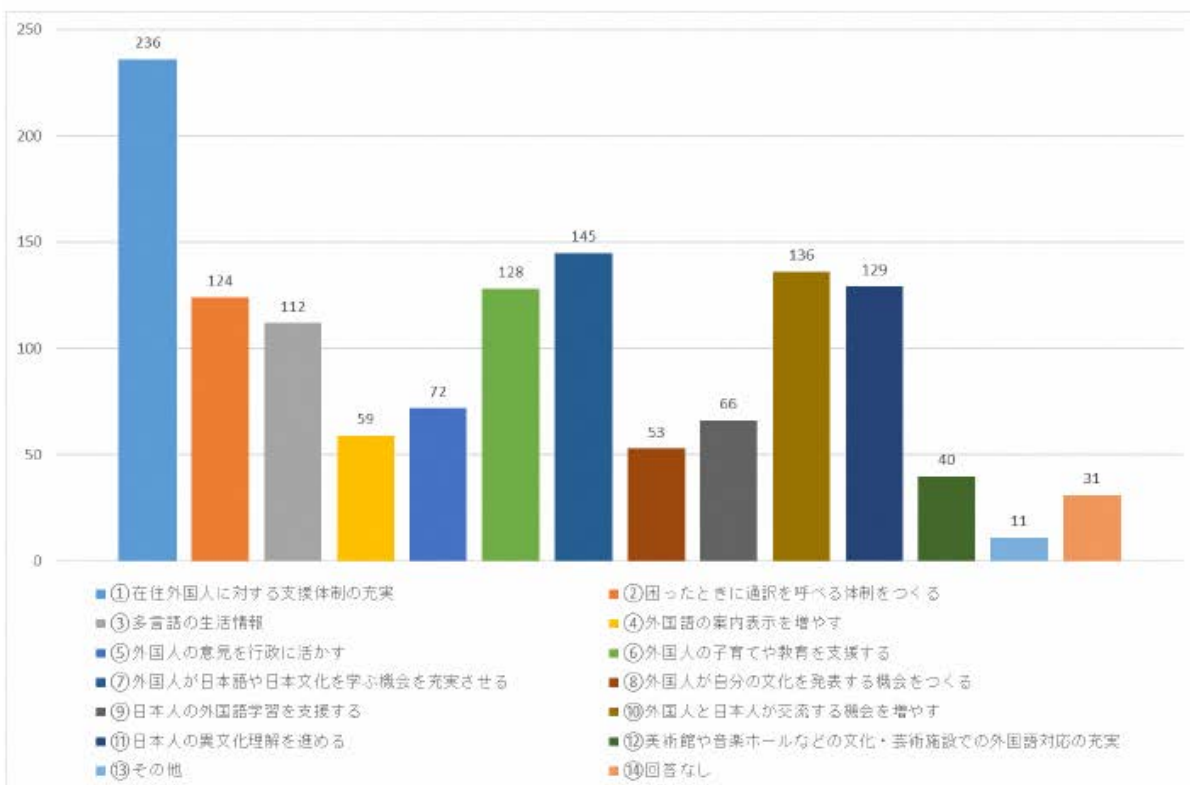
※4人目該当者1名、回答なし。

⑥その他

問15 あなたは松戸市を外国人にとって暮らしやすいまちにするために何が必要だと思いますか。
(☑は3つまで)※3つ以上の回答あり n=1342

| | |
|--------------------------------|-----|
| ①在住外国人に対する支援体制の充実 | 236 |
| ②困ったときに通訳を呼べる体制をつくる | 124 |
| ③多言語の生活情報 | 112 |
| ④外国語の案内表示を増やす | 59 |
| ⑤外国人の意見を行政に活かす | 72 |
| ⑥外国人の子育てや教育を支援する | 128 |
| ⑦外国人が日本語や日本文化を学ぶ機会を充実させる | 145 |
| ⑧外国人が自分の文化を発表する機会をつくる | 53 |
| ⑨日本人の外国語学習を支援する | 66 |
| ⑩外国人と日本人が交流する機会を増やす | 136 |
| ⑪日本人の異文化理解を進める | 129 |
| ⑫美術館や音楽ホールなどの文化・芸術施設での外国語対応の充実 | 40 |
| ⑬その他 | 11 |
| ⑭回答なし | 31 |

「①在住外国人に対する支援体制の充実」が最も多く全体の18%、②⑥⑦⑩⑪など日本人との交流や、互いの文化に対する理解を求める要望も多く見受けられた。

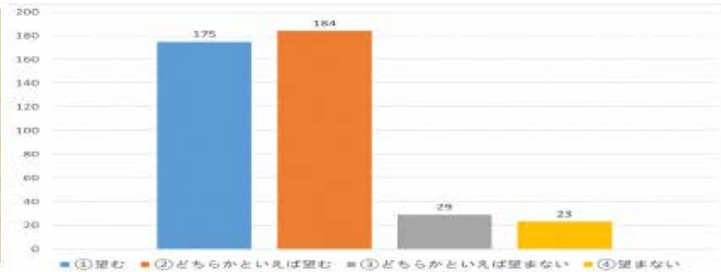


問16 日本人の住民に対して、以下のことをどのくらい望みますか。

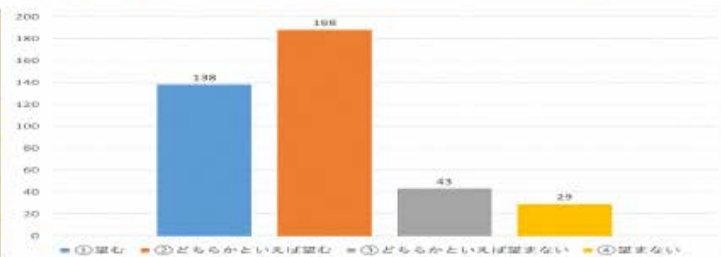
※全体の回答なし30名、一部回答なしもあり

A:n=411 B:n=398 C:n=403 D:n=398 E:n=389

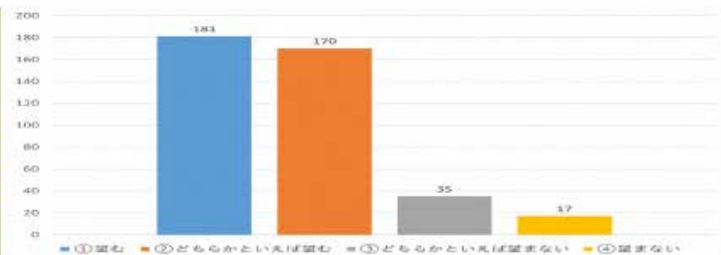
| | |
|-------------------------|-----|
| A 外国の文化、生活習慣を理解するように努める | |
| ①望む | 175 |
| ②どちらかといえば望む | 184 |
| ③どちらかといえば望まない | 29 |
| ④望まない | 23 |



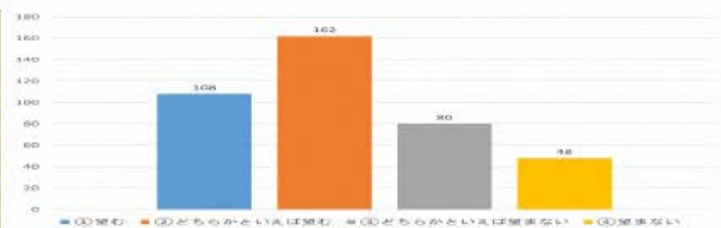
| | |
|----------------------|-----|
| B 日頃から、外国人の住民と言葉をかわす | |
| ①望む | 138 |
| ②どちらかといえば望む | 188 |
| ③どちらかといえば望まない | 43 |
| ④望まない | 29 |



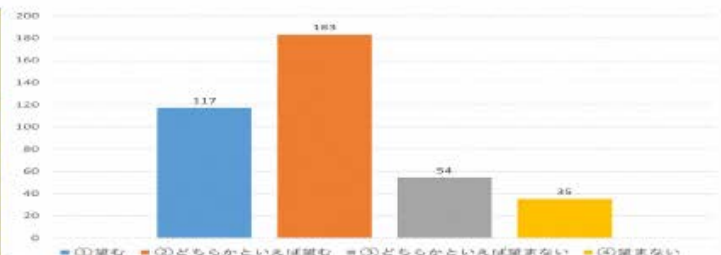
| | |
|----------------------|-----|
| C 日本語、日本の習慣を外国人に紹介する | |
| ①望む | 181 |
| ②どちらかといえば望む | 170 |
| ③どちらかといえば望まない | 35 |
| ④望まない | 17 |



| | |
|------------------|-----|
| D 外国語を習得するように努める | |
| ①望む | 108 |
| ②どちらかといえば望む | 162 |
| ③どちらかといえば望まない | 80 |
| ④望まない | 48 |



| | |
|---------------------------------|-----|
| E 地域の外国人の住民との交流会など、国際交流の行事に参加する | |
| ①望む | 117 |
| ②どちらかといえば望む | 183 |
| ③どちらかといえば望まない | 54 |
| ④望まない | 35 |



「A 外国の文化、生活習慣を理解するように努める」、「C 日本語、日本の習慣を外国人に紹介する」について「①望む」が比較的多くあり、「D 外国語を習得するように努める」については「①望む」が比較的少ない結果となった。しかし、各設問に大きな差があるわけではなく、全ての設問に「①望む」、「②どちらかといえば望む」の回答が多く見受けられた。

松戸市多文化共生のまち推進指針

発行年月 令和5年（2023年）2月
編集・発行 松戸市 経済振興部 国際推進課
〒271-8588
千葉県松戸市根本387番地の5
TEL 047-710-2725
FAX 047-363-2653

本指針については、一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて作成しました。

